

2017年3月

発行登録追補目論見書
(無登録格付に関する説明書を含む)

ソシエテ・ジェネラル

ソシエテ・ジェネラル

2022年4月7日満期 インドネシア・ルピア建社債
(円貨決済型)

－ 売 出 人 －

エイチ・エス証券株式会社

ソシエテ・ジェネラル 2022年4月7日満期 インドネシア・ルピア建社債（円貨決済型）の各利息計算期間につき支払われる利息額および満期償還額は、円／インドネシア・ルピア外国為替相場の水準により変動します。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、3 売出社債のその他の主要な事項」をご参照ください。

(この書面は、エイチ・エス証券株式会社が作成したものであり、発行会社であるソシエテ・ジェネラルは、この書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。)

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

<ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク>

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成28年5月16日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

<S & P グローバル・レーティング>

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社
(金融庁長官（格付）第5号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード & プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ
(<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」
(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成 28 年 5 月 16 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

<フィッチ・レーティングス>

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.co.jp/web/>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成28年5月16日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 28－外 35－15

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 29 年 3 月 7 日

【会社名】 ソシエテ・ジェネラル
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 フレデリック・ウデア
(Frederic OUDEA : Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市 9 区 ブルバール オスマン 29
(29, boulevard Haussmann 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒 田 康 之

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒 田 康 之

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1187

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 24,000,000,000 インドネシア・ルピア (円貨換算額 235,200,000 円)
(上記の円貨換算額は 100 インドネシア・ルピア＝0.98 円の換算
率 (2017 年 3 月 3 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行により発表
されたインドネシア・ルピア／円の東京外国為替市場における対
顧客電信直物売相場) による。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成 28 年 10 月 21 日
効力発生日	平成 28 年 10 月 29 日
有効期限	平成 30 年 10 月 28 日
発行登録番号	28－外 35
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
28－外35－1	平成28年12月5日	500,000,000円	該当事項なし	
28－外35－2	平成28年12月12日	1,900,000,000円	該当事項なし	
28－外35－3	平成28年12月13日	962,000,000円	該当事項なし	
28－外35－4	平成29年1月5日	1,900,000,000円	該当事項なし	
28－外35－5	平成29年1月6日	1,000,000,000円	該当事項なし	
28－外35－6	平成29年1月12日	970,000,000円	該当事項なし	
28－外35－7	平成29年1月27日	600,000,000円	該当事項なし	
28－外35－8	平成29年1月30日	1,400,000,000円	該当事項なし	
28－外35－9	平成29年1月30日	1,850,000,000円	該当事項なし	
28－外35－10	平成29年1月30日	1,150,000米ドル (128,512,500円)	該当事項なし	
28－外35－11	平成29年2月20日	1,590,000,000円	該当事項なし	
28－外35－12	平成29年2月20日	1,190,000,000円	該当事項なし	
28－外35－13	平成29年2月22日	1,520,000,000円 (注)	該当事項なし	
28－外35－14	平成29年2月23日	901,000,000円	該当事項なし	
実績合計額		16,411,512,500円	減額総額	0円

(注) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2017年3月23日に行われる予定であり、本書提出日現在まだ完了していない。

【残額】 (発行予定額－実績合計額－減額総額) 483,588,487,500円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

目 次

	頁
第一部 証 券 情 報	1
第1 募 集 要 項	1
第2 売 出 要 項	1
1 売出有価証券	1
売出社債（短期社債を除く。）	1
2 売出しの条件	3
3 売出社債のその他の主要な事項	4
募集又は売出しに関する特別記載事項	24
第3 第三者割当の場合の特記事項	26
第二部 公開買付けに関する情報	26
第三部 参 照 情 報	27
第1 参 照 書 類	27
1 有価証券報告書及びその添付書類	27
2 四半期報告書又は半期報告書	27
3 臨時報告書	27
4 外国会社報告書及びその補足書類	27
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類	27
6 外国会社臨時報告書	27
7 訂正報告書	27
第2 参照書類の補完情報	27
第3 参照書類を縦覧に供している場所	28
第四部 保証会社等の情報	28
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に 掲げる要件を満たしていることを示す書面	29
有価証券報告書等の提出日以後における重要な事実の内容を記載した書面	30
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	54

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

該当事項なし。

第 2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ソシエテ・ジェネラル 2022年4月7日満期 インド ネシア・ルピア建社債（円貨 決済型） （以下「本社債」という。）	24,000,000,000インド ネシア・ルピア(注1)	24,000,000,000インド ネシア・ルピア(注1)	エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8 番1号 住友不動産新宿オー クタワー27階 （以下「売出人」という。）

本社債は無記名式であり、各社債の金額（以下「額面金額」という。）は50,000,000インドネシア・ルピアである。

本社債の利率は年率6.65%であり、2017年4月7日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について利息が付される。本社債の利息の計算の詳細については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、Ⅲ 本社債の要項の概要、(1) 利息」を参照のこと。

本社債に係る利息の支払いは以下のとおりである。

2017年10月7日を初回として、満期日（同日を含む。）までの期間、毎年4月7日および10月7日（以下「利払日」という。）に、利息起算日（同日を含む。）または（場合により）直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）に係る利息を円貨で後払いする。

本社債の満期日は2022年4月7日であり、修正翌営業日規定（以下に定義する。）により調整される。（注2）

「修正翌営業日規定」とは、当該日が営業日でない場合には、当該日を翌営業日（ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、直前の営業日）とする調整方法をいう。

「営業日」とは、東京、ニューヨーク、ロンドンおよびジャカルタにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の業務を含む。）を行っており、かつTARGET2営業日（以下に定義する。）である日をいう。

「TARGET2営業日」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System）が営業を行っている日をいう。

本社債は、2017年4月6日（以下「発行日」という。）に、ソシエテ・ジェネラル（以下「発行会社」または「ソシエテ・ジェネラル」という。）の債務証券発行プログラム（以下「本プログラム」という。）に関し、発行会社および財務代理人たるソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラスト（以下「財務代理人」という。）その他の当事者により締結された2016年7月29日付変更改定済代理契約（以下「代理契約」という。）に基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、本社債が大券によって表章され、ユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ヴィ（以下「ユーロクリア」という。）および／または（場合により）クリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）によって保管されている間は、発行会社その他の当事者によって署名された2016年7月29日付約款（以下「約款」という。）の利益を享受する。本社債は、いずれの証券取引所（有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。）にも上場されない予定である。

（注1） 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額である。

- (注2) 本社債の償還は、本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、満期日に、満期償還額（下記「3 売社債のその他の主要な事項、Ⅲ 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還」に定義する。）の支払いによりなされる。ただし、本社債は、満期日より前に償還される場合がある。期限前の償還については、下記「3 売社債のその他の主要な事項、Ⅲ 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」の「(B) 税制上の理由による期限前償還」、「(C) 特別税制償還」および「(D) 規制上の理由による期限前償還」ならびに「3 売社債のその他の主要な事項、Ⅲ 本社債の要項の概要、(5) 債務不履行事由」を参照のこと。
- (注3) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。
- 発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）からA2の長期発行体格付を、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）からAの長期発行体格付を、またフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）からAの長期発行体格付を各々取得している。これらの格付は、いずれも発行会社が発行する個別の社債に対する信用格付ではない。
- ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。
- ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp/pages/default.aspx>））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.fitchratings.co.jp>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込 証拠金	申込受付場所	売出しの委託を 受けた者の住所および 氏名または名称	売出しの委託 契約の内容
額 面 金 額 の 100%	2017年3月8 日から同年4 月5日まで	額面 50,000,000 インドネシ ア・ルピア 単位	なし	売出人の本店 および日本に おける所定の 営業所(注1)	該当事項なし	該当事項なし

本社債の受渡期日は2017年4月7日（日本時間）である。

（注1） 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同口座約款の交付を受け、同口座約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

（注2） 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき、またはアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために（証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。）、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行うことはできない。

3 【売出社債のその他の主要な事項】

I 本書における定義

「為替参照レート」とは、

各評価日について、当該評価日に計算代理人が下記の算式に従って算出するインドネシア・ルピア／円の外国為替レート（1.00インドネシア・ルピア当たりの日本円の数値として表示され、小数第7位を四捨五入する。）をいう。

米ドル／円参照レート ÷ 米ドル／インドネシア・ルピア参照レート

「評価日」とは、

各利払日または満期日の5営業日前の日をいう。

「計算代理人」とは、

ソシエテ・ジェネラルをいう。計算代理人の計算および決定は、明白な誤謬がない限り、最終的なものであり、発行会社および本社債権者に対して拘束力を有する。

「米ドル／円参照レート」とは、

各評価日について、当該評価日の正午（東京時間）頃にロイター・スクリーン「JPNU」（またはかかるレートを表示する目的を有する当該ページに代わるページもしくはサービス）において公表される米ドル／円の外国為替レートの仲値（1.00米ドル当たりの日本円の数値として表示される。）をいう。かかるレートが、当該時刻に表示されない場合または表示されたレートが実勢を反映しておらず、かつかかる状況が継続していると計算代理人が合理的に判断した場合には、米ドル／円参照レートは、計算代理人が誠実かつ商業上合理的な方法で決定するレートとする。

「米ドル／インドネシア・ルピア参照レート」とは、

各評価日について、当該評価日の午前10時（ジャカルタ時間）頃またはその後可及的速やかにロイター・スクリーン「JISDOR」（またはかかるレートを表示する目的を有する当該ページに代わるページもしくはサービス）において公表される、2ジャカルタ営業日後の決済のための米ドル／インドネシア・ルピアの直物レート（1.00米ドル当たりのインドネシア・ルピアの数値として表示される。）をいう。かかるレートが、当該時刻に表示されない場合または表示されたレートが実勢を反映しておらず、かつかかる状況が継続していると計算代理人が合理的に判断した場合には、米ドル／インドネシア・ルピア参照レートは、計算代理人が誠実かつ商業上合理的な方法で決定するレートとする。

「ジャカルタ営業日」とは、

ジャカルタにおいて商業銀行および外国為替市場が通常業務および支払いの決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

「最終為替参照レート」とは、

最終評価日に関する為替参照レートをいう。

「最終評価日」とは、

満期日の直前の評価日をいう。

II 本社債についてのリスク要因

本社債への投資は、為替リスク、信用リスク等の一定のリスクを伴う。為替リスクを伴う取引ならびに通貨オプションおよび金利オプションに関する金融商品についての知識または経験を有する投資家のみが、本社債への投資に適している。本社債への投資を検討する投資家は、以下のリスク要因を理解し、自己の財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、必要に応じて本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討した後に投資判断を行うべきである。なお、以下に記載するリスク要因は、本社債への投資に関する主要なリスク要因を記載したものであり、すべてのリスク要因を網羅したものではない。

円／インドネシア・ルピアの為替レートの変動により影響を受けるリスク

本社債はインドネシア・ルピアをもって表示され、利息額および償還額はインドネシア・ルピアの額面金額を参照するが、その支払いは、一定の外国為替相場に基づき換算された円貨によって行われるため、支払われる金額は円／インドネシア・ルピアの為替レートの変動により影響を受ける。インドネシア・ルピアは、米ドル等の主要通貨と比べ、外国為替相場の変動幅が大きい。したがって、投資家は本社債の利息額が大きく変動するリスク、償還額または途中売却価格が投資元本を大幅に割り込むリスクを承知する必要がある。

金利

本社債はインドネシア・ルピアをもって表示される。したがって、償還前の本社債の価値はインドネシア・ルピアの金利の変動の影響を受ける。通常の状態のもとでは、本社債のインドネシア・ルピア建ての価値は、インドネシア・ルピアの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

不確実な流通市場

本社債の流通市場は確立されていない。また、発行会社、売出人およびそれらの関係会社は、本社債を買い取る義務を負わない。そのため、本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）は、本社債を償還前に売却できない場合がありうる。また、本社債を売却できたとしても、本社債は非流動的であるため、満期日前の本社債の売買価格は、外国為替市場、金利市場、発行会社の財政状態、一般市場状況その他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。

信用リスク

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、発行会社が倒産等の事態に陥った場合、本社債に関する支払いの一部または全部が行われない可能性がある。また、発行会社の財政状態、経営成績または信用状況の悪化が、満期日前における本社債の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

さらに、本社債の価値は、投資家による発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受ける場合がある。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値の減少を招く可能性がある。

本社債に影響を与える市場活動

発行会社、売出人、計算代理人またはそれらの関連会社は、通常業務の一環として、自己勘定または顧客勘定で、直物取引、先渡取引およびオプション取引を随時行うことがある。また、発行会社、売出人、計算代理人またはそれらの関連会社は、直物取引、先渡取引およびオプション取引により外国為替市場における自己のポジションをヘッジし、また、市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本社債の評価日における円／インドネシア・ルピアの為替レートに影響を与える可能性がある。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社が計算代理人を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。発行会社は、計算代理人としての職務を誠実に遂行する義務を負っている。

カントリー・リスク

本社債には、インドネシア共和国の政治・経済・社会情勢の不安定化や混乱、規制の変更等起因する通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性等、先進国の通貨建ての社債に比べて相対的に大きなカントリー・リスクが内在する。したがって、市場の流動性が極端に低下している場合には、本社債の売却等にあたり円貨での対応ができない可能性がある。

税金

日本の税務当局は、本社債についての日本の課税上の取扱いについて必ずしも明確にしていない。下記「Ⅲ 本社債の要項の概要、(7) 租税上の取扱い、日本国の租税」の項を参照のこと。また、将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各自の状況に応じて、本社債の会計・税務上の取扱い、本社債に投資することによるリスク、本社債に投資することが適当か否か等について各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

Ⅲ 本社債の要項の概要

(1) 利息

(A) 利率および利払日

本社債には、上記「1 売出有価証券—売出社債（短期社債を除く。）」に記載の利率で、2017年4月7日（利息起算日）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、2017年10月7日を初回として、毎年4月7日および10月7日（利払日）に、利息起算日（同日を含む。）または（場合により）直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（利息計算期間）について後払いされる。各利払日に支払われる利息額は額面金額50,000,000インドネシア・ルピアの各本社債につき1,662,500インドネシア・ルピアである。

ただし、各利払日における利息額の支払いは、当該利払日の直前の評価日に計算代理人が下記の算式に従って算出する円貨額（1円未満は四捨五入する。）によってなされる。

$$\text{利息額} \times \text{為替参照レート}$$

利払日が営業日ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される。ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、その利払日の直前の営業日とする。かかる延期により支払われる利息額の調整は行われない。

(B) 利息額の算定

計算代理人は、利息計算期間に係る利息額が決定されるべき時に、またはその後可能な限り速やかに、当該利息計算期間に係る利息額を算出する。計算代理人は、当該利息計算期間に係る利息額を算出した後可能な限り速やかに（ただし、いかなる場合にも、かかる算出後1営業日以内に）、財務代理人に対して当該利息額を通知する。

計算代理人は、当該利息計算期間について本社債について支払われる利息額を計算する。かかる利息額は、上記「(A) 利率および利払日」の規定に従って算出される。

(C) 利率および利息額の通知

計算代理人は、各利息計算期間およびそれに関連する利払日に係る利息額の算出の後可能な限り速やかに、当該利息額を発行会社に通知せしめ、また、これに関する通知を下記「(9) 通知」に従って公表せしめる。

(D) 利息の発生

各本社債について、その償還を行うべき日以降、利息は発生しない。ただし、元金の支払いが不適切に留保または拒絶された場合、利息は下記のいずれか早い方の日まで継続して発生する。

(i) 本社債に関して支払うべき金額の全額が支払われた日

(ii) 本社債に関して支払うべき金額の全額を財務代理人が受領し、その旨の通知が下記「(9) 通知」に従って本社債権者に対してなされた日の5日後の日

(E) 証明書等の最終性

本「(1) 利息」の規定のために財務代理人または計算代理人が交付、伝達、実施または取得した証明書、連絡、意見、判断、計算、見積もりおよび決定は、（故意、悪意、明白な誤謬または証明された誤謬がない限り）発行会社、財務代理人、計算代理人、その他の支払代理人ならびにすべての本社債権者および本社債の利札（以下「利札」という。）の所持人を拘束し、財務代理人または計算代理人は、当該規定に基づく権限、義務および裁量の行使または不行使に関して、発行会社、本社債権者または利札の所持人に対して責任を負わない。

(2) 償還および買入れ

(A) 満期における償還

本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、発行会社により、満期日に、計算代理人が下記の算式に従って算出する円貨額（1円未満は四捨五入する。以下「満期償還額」という。）で償還される。

$$\text{額面金額の100\%} \times \text{最終為替参照レート}$$

(B) 税制上の理由による期限前償還

以下の場合には、財務代理人および下記「(9) 通知」に従って本社債権者に対して、30日以上45日以内の事前の通知を行うことにより、いずれかの利払日において本社債の全部（一部は不可。）がその期限前償還額（以下に定義する。）で償還される。

(i) かかる通知を行う直前に、租税法域（以下に定義する。）の法令の改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更（発行日以降に有効となるものに限る。）の結果、発行会社が下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額の支払義務を課されたか、将来課されることになる場合であり、かつ、

(ii) 発行会社が、利用可能な合理的手段を用いてもかかる義務を回避できない場合

ただし、かかる償還通知は、本社債に関する支払期日が到来したならば発行会社が当該追加額を支払う義務を負う最も早い日の90日前の日までは行うことができない。

「租税法域」とは、フランスもしくはその行政上の下位区分またはそれらの課税当局をいう。

「期限前償還額」とは、計算代理人が決定する各本社債の当該償還の日における公正市場価額に相当する金額をいい、（本社債につき締結されたヘッジ契約を解除するための費用を考慮した後）かかる期限前償還がなければ当該期限前償還日以降に支払期限が到来していたはずの本社債に関する発行会社の支払義務と経済的に同等の価値を本社債権者に対して保障する効果を有する。疑義を避けるために、債務不履行事由（下記「(5) 債務不履行事由」に定義する。）の発生後における期限前償還額の算定のみにおいては、発行会社の信用力は考慮に加えないことを明記する（この場合、発行会社は本社債に関する債務を完全に履行することができるとみなされる。）。計算代理人が上記に従って決定する期限前償還額は、当該期限前償還日（同日を含まない。）までの一切の経過利息を含むものとし、発行会社は、かかる償還に関し、期限前償還額に含まれる利息のほかには、いかなる利息（経過利息であれ何であれ）またはその他何らの金額も支払うこ

とはない。かかる計算が1年に満たない期間について行われる場合には、かかる計算は、日数調整係数（以下に定義する。）に基づいて行われる。

「日数調整係数」とは、直前の利払日または（場合により）利息起算日（同日を含む。）から当該支払いの期日（同日を含まない。）までの期間の日数（当該日数は、1年が30日を1ヶ月とする12ヶ月により構成されるものとして計算される。）を360で除した数をいう。

(C) 特別税制償還

発行会社が、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額の支払いに関する取決めにもかかわらず、租税法域の法令に基づき本社債の元利金の次の支払いの際に、期限が到来した金額の全額を本社債権者または利札の所持人に支払うことを禁止される場合、発行会社は、直ちに財務代理人に対しかかる事実を通知する。その上で、発行会社は、下記「(9) 通知」に従って本社債権者に対し7日以上45日以内の事前の通知を行うことにより、本社債の全部（一部は不可。）を期限前償還額で発行会社が本社債に関してその時点において期限の到来した金額の全額につき支払いを行うことができる最終の利払日に償還する（ただし、当該通知の期間の経過がかかる利払日の経過後である場合、当該通知に基づく本社債権者に対する償還の日は、(1) 発行会社が、本社債または利札に関し、その時点で期限が到来している全額の支払いを行うことが実務的に可能な最終日および(2) 上記の財務代理人に対する通知後14日目の日のいずれか遅くに到来する日とする。）。

(D) 規制上の理由による期限前償還

本項に基づいて規制事由（以下に定義する。）が発生した場合、発行会社は、本社債を償還することができる。

「規制事由」とは、発行会社および／もしくはその他の立場（発行会社のヘッジ・カウンターパーティもしくは本社債のマーケット・メーカーとしての立場を含むが、これに限られない。）におけるソシエテ・ジェネラルまたは本社債の発行に関与するその関連会社（以下「規制事由関連会社」といい、発行会社、ソシエテ・ジェネラルおよび規制事由関連会社のそれぞれを「規制事由関係者」という。）のいずれかに関する法令変更（以下に定義する。）が発生した後、発行日後に、以下のいずれかの事由が生じることをいう。

(i) いずれかの規制事由関係者が、本社債に基づく当該規制事由関係者の義務を履行し、または本社債に基づく発行会社の義務をヘッジするために負担することとなる租税公課、責任、罰金、費用、手数料もしくは規制上の資本費用（名称の如何にかかわらず。）の金額または担保提供義務が（当該事由が発生する前の状況と比較して）著しく増加すること（本社債の発行もしくは本社債に基づく発行会社の義務のヘッジに関して行われた取引の決済に係る決済条件またはかかる決済が行われないことに起因する場合を含むが、これに限られない。）。

(ii) (x) 規制事由関係者のいずれかが、(a) 本社債を保有、取得、発行、再発行、代替、維持もしくは償還すること、(b) 当該規制事由関係者が本社債の発行もしくは本社債に基づく発行会社の義務のヘッジに関して利用することができるその他の取引に係る資産（もしくはかかる資産に対する持分）について取得、保有、資金提供もしくは処分を行うこと、(c) 本社債もしくは発行会社およびソシエテ・ジェネラルもしくはいずれかの規制事由関係者の間で締結された契約（本社債に基づく発行会社の義務をヘッジするためのものを含むが、これに限られない。）に

関する義務を履行すること、もしくは(d)当該規制事由関係者が発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して保有する直接的もしくは間接的な持分の全部もしくは実質的な部分について保有、取得、維持、増額、代替もしくは償還を行うこと、もしくは発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して直接的もしくは間接的な資金提供を行うことが（商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず）現実的ではなく、もしくは不可能であり、もしくは違法であり、当該規制事由関係者に適用される政府機関、行政機関もしくは司法機関の法令、規則、判決、命令もしくは指令に基づいて、全面的もしくは部分的に禁止され、もしくは全面的もしくは部分的にかかる法令、規則、判決、命令もしくは指令に違反すること、もしくは将来的にそのような事態が生じる状況になること、または(y)規制事由関係者が上記(a)ないし(d)の行為を行うために、発行日時時点で保有していない免許、承認、許可もしくは登録を政府、政府間もしくは国際的な機関、組織、省庁もしくは部局から取得しなければならなくなり、もしくは新たな規制を遵守するために定款を変更しなければならなくなることを。

(iii) 本社債の発行に関していずれかの規制事由関係者に重大な悪影響が及び、または及ぶ可能性があること。

この場合、本社債は、財務代理人および（下記「(9) 通知」に従って）本社債権者に対し30日以上45日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行うことにより、いつでもその全部（一部は不可。）が期限前償還額で償還される。

「法令変更」とは、(i)発行日後に、関連する新たな法令もしくは規則（関連する租税に係る法令もしくは規則を含むが、これに限られない。）が採択、施行、公布、実行もしくは批准されること、(ii)発行日時時点ですでに効力を生じていたが、発行日時点ではその施行もしくは適用の方法が不明もしくは不明確であった関連する新たな法令もしくは規則（関連する租税に係る法令もしくは規則を含むが、これに限られない。）が施行もしくは適用されること、または(iii)発行日時時点で存在していた関連する法令もしくは規則が改正され、もしくは発行日時点での関連する法令もしくは規則に関する管轄権を有する裁判所、裁決機関、規制当局その他の執行、立法、司法、課税、規制もしくは行政に関する権限もしくは機能を有する政府機関もしくは政府関係機関（発行日時時点で存在したものに追加され、もしくはこれに代わる裁判所、裁決機関、当局もしくは機関を含む。）による解釈、適用もしくは取扱いが変更されることをいう。

本「(D) 規制上の理由による期限前償還」に従って本社債が償還される場合、各本社債権者は、期限前償還額を受領する権利を有する。

(E) 買入れ

発行会社は、いつでも、適用法令に従って公開市場において、またはその他の方法によりいかなる価額においても本社債を買い入れる権利を有する（ただし、確定社債券の場合はすべての期限未到来の付属利札も当該本社債とともに買い入れる。）。発行会社により買い入れられた本社債は、フランス財政金融法L. 213-1-A条に従って、本社債の流動性を向上させることを目的として買い入れ、保有することができる。発行会社は、フランス財政金融法D. 213-1-A条により、本社債を購入の日から1年を超える期間保有することはできない。

(F) 消却

発行会社により、または発行会社のために消却のために買い入れられた本社債はすべて直ちに（当該本社債に付属し、または当該本社債とともに引き渡される期限未到来の利札すべてとともに）消却される。買入消却された本社債は（本社債とともに消却された期限未到来の利札すべてとともに）財務代理人に引き渡され、再発行または再売却することはできず、当該本社債に係る発行会社の義務は免除される。

(3) 支払い

(A) 支払いの方法

本社債に係る支払いは、東京都所在の銀行に保有する被支払人の円建て口座への振込みまたは被支払人の選択に従いかかる銀行宛の円建て小切手により行われる。

本社債に関するすべての支払いは、(i) 当該支払いを行う場所において適用される会計その他の事項に係る法令に従って行われ（ただし、下記「(7) 租税上の取扱い」の規定の適用を妨げない。）、(ii) (a) アメリカ合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871条(m)もしくは(b)内国歳入法第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求され、または(c)内国歳入法第871条(m)もしくは第1471条ないし第1474条、同条に基づく規則もしくは契約、同条の公式解釈もしくは同条に係る政府間の契約を施行するための法律（ただし、下記「(7) 租税上の取扱い」の規定の適用を妨げない。）に基づいて行われる源泉徴収または控除の対象となる。

(B) 本社債および利札の呈示

本社債に係る確定社債券に関する元金の支払いは（下記の規定に従い）上記(A)に規定する方法により当該確定社債券の呈示および引渡し（または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書）と引換えによってのみ行われ、確定社債券に関する利息の支払いは（下記の規定に従い）同様に利札の呈示および引渡し（または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書）と引換えによってのみ行われる。当該各支払いは、合衆国（アメリカ合衆国（その州、コロンビア特別区およびその属領を含む。以下同じ。））外の支払代理人の指定事務所においてなされる。上記(A)に基づく支払いが、本社債権者または利札の所持人の選択により小切手により行われる場合、かかる支払いは、当該被支払人が指定する合衆国外の住所地へ郵送または送付することにより行われる。振込みによる支払いは、適用ある法令に従って、直ちに使用可能な資金により、被支払人が保有する合衆国外に所在する銀行の口座に対して行われる。本社債または利札に係る支払いは、合衆国内における発行会社または支払代理人の事務所または代理店における当該本社債または利札の呈示によっては行われず、またかかる支払いは合衆国内の口座への振込みまたは合衆国内の住所への郵送によっても行われない。

本社債に係る確定社債券の支払期限が到来した場合、当該本社債に関する支払期限未到来の利札（添付されているか否かを問わない。）は無効となり、かかる利札に関する支払いは行われない。本社債が、当該本社債に付される支払期限未到来のすべての利札なしに償還のために呈示された場合、当該本社債について支払われるべき金額の支払いは、発行会社が決定する補償の提供との引換えによってのみ行われる。

本社債に係る確定社債券の償還の日が利払日ではない場合は、かかる本社債に関し直前の利払日または（場合により）利息起算日（同日を含む。）より発生した利息は関連する確定社債券の引渡しと引換えによってのみ支払われる。

(C) 大券に関する支払い

大券により表章される本社債に関する元利金の支払いは、確定社債券に関する上記の規定または関連する大券に規定された方法によりかかる大券の呈示または（場合により）引渡しと引換えに（下記の規定に従い）合衆国外の支払代理人の指定事務所において行われる。各支払いの記録は、元金および利息の支払いを区別した上で、当該支払代理人によりかかる大券上に、または（必要に応じて）ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの記録上になされる。

(D) 支払いに適用される一般条項

本社債の大券の所持人は、かかる大券により表章される本社債に関する支払いを受領する権限を有する唯一の者とする。発行会社の支払義務は、かかる大券の所持人に対して、またはかかる所持人の指示により支払われた各金額に関して免除される。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録上、大券により表章される本社債の一定の額面金額につき実質所持人として記載されている者は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグに対してのみ、発行会社によってかかる大券の所持人に対して、またはかかる所持人の指示により行われた支払いにおけるかかる者の持分につき請求することができる。大券の所持人以外の者は、大券に基づく支払いに関し、発行会社に対して請求権を有しない。

(E) 会計等に関する法令の遵守

(i) すべての支払いは、あらゆる法域の会計その他の事項に関する法令および指令（法の適用によるものであるか、発行会社またはその代理人の契約によるものであるかを問わない。）を遵守して行われ、発行会社は、かかる法令、指令または契約により課されるいかなる性質の公租公課についても責任を負わず（ただし、下記「(7) 租税上の取扱い」の規定の適用を妨げない。）、また、(ii) すべての支払いは、内国歳入法第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求される源泉徴収または控除その他の内国歳入法第1471条ないし第1474条、同条に基づく規則もしくは契約、同条の公式解釈または同条に係る政府間の取組みを施行するための法律に基づいて行われる源泉徴収または控除の対象となる。かかる支払いに関して、本社債権者または利札の所持人に対して何らの手数料または費用も課されない。

(F) 支払営業日

本社債または利札に関する支払期日が支払営業日（以下に定義する。）でない場合、かかる本社債または利札の所持人は、代わりに、当該地域における翌支払営業日（ただし、翌支払営業日が翌暦月になる場合は、当該地域における直前の支払営業日とする。）に支払いを受領することができる。支払期日についてかかる調整がなされた場合であっても、本社債または利札に関する支払額は、かかる調整による影響を受けない。

「支払営業日」とは、東京、ニューヨーク、ロンドンおよびジャカルタにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の業務を含む。）を行っており、かつTARGET2営業日である日をいう。ただし、代理契約の規定に従う。

(G) 元金および利息の解釈

本社債の元金という表現には、必要に応じ、(i)本社債の満期償還額、(ii)債務不履行事由の発生または税制上もしくは規制上の理由に基づく発行会社の選択による償還により支払われる本社債の期限前償還額、(iii)下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて元金に関して支払われるべき追加額および(iv)本社債に基づき、または本社債に関して発行会社により支払われるべきプレミアムその他の金額（利息を除く。）を含む。

本社債の利息という表現には、必要に応じ、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて利息に関して支払われるべき追加額を含む。

(H) 通貨が取得不可能な場合

発行会社が、為替管理の導入、通貨の交換または使用停止その他の発行会社のコントロールが及ばない理由により日本円を取得できなくなった場合、発行会社は本社債または利札の支払義務を、支払期日の4営業日前の日の正午（パリ時間）における適当な銀行間市場の日本円によるユーロまたは（場合により）米ドルの買値のスポット為替レート（かかるスポット為替レートが当該日に取得できない場合は、取得可能な直前の日におけるスポット為替レート）により換算したユーロ建てまたは米ドル建ての金額を支払うことにより履行することができる。本項に従ってユーロまたは（場合により）米ドルによって行われた支払いは、債務不履行事由を構成しない。

(I) 財務代理人および支払代理人

当初の財務代理人およびその他の支払代理人の名称および当初の指定事務所の住所は、以下のとおりである。

発行会社は、支払代理人を変更もしくは解任し、追加の、もしくはその他の支払代理人を任命し、または支払代理人が業務を行う指定事務所の変更を承認することができる。ただし、

- (i) 本社債が証券取引所に上場している、またはその他の関係当局により取引もしくは上場が許可されている限り、常に、関連する証券取引所の規則によって要求される地域に事務所を有する支払代理人（財務代理人になることができる。）が存在しなければならない。
- (ii) 常に欧州の都市（オーストリアに所在するものを除く。）に指定事務所を有する支払代理人（財務代理人になることができる。）が存在しなければならない。
- (iii) 計算代理人が存在しなければならない。
- (iv) 常に財務代理人が存在しなければならない。

本社債に関する支払代理人（「支払代理人」）

名称	住所
ソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラスト (Société Générale Bank & Trust) (財務代理人)	ルクセンブルグ ルクセンブルグ市 2420 エミル ロイター アベニュー 11 (11, avenue Emile Reuter 2420 Luxembourg, Luxembourg)
ソシエテ・ジェネラル (Société Générale)	フランス共和国 パリ市9区 ブルバール オスマン 29 (29, boulevard Haussmann 75009 Paris, France)

いかなる変更、解任、選任または交代も、（支払不能の場合を除き、かかる場合には直ちに効力を生じる。）「(9) 通知」に従って本社債権者に30日以上45日以内の事前の通知を行った後にのみ効力を生じる。

代理契約に基づく行為に関しては、支払代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札の所持人に対してはいかなる義務も負わず、また代理または信託の関係を生じない。代理契約には、支払代理人と合併し、または支払代理人からすべてもしくは実質的にすべての資産の譲渡を受けた者が後任の支払代理人となることを認める規定が置かれている。

(4) 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、本社債相互間において何らの優先もなく同順位であり、発行会社の現在および将来のその他すべての未償還の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務と最低でも同順位である（ただし、当該時点において法令に基づいて存在する例外に服する。）。

(5) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを以下「債務不履行事由」という。）が発生した場合、本社債権者は、発行会社に対して、本社債が期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還されるべき旨の書面による通知を行うことができ、これにより本社債は期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還される。

- (i) 本プログラムに基づいて発行された社債（本社債を含む。）のいずれかに係る元金または利息の支払いについて発行会社による債務不履行が発生し、かかる不履行が30日間継続すること。
- (ii) 発行会社が本プログラムに基づいて発行された社債（本社債を含む。）に基づく、またはこれに関するその他の義務を履行せず、かかる不履行の治癒を求める通知が発行会社に到達した後60日間かかる不履行が継続すること（ただし、かかる不履行が発行会社によって治癒することができないものである場合には、かかる不履行の継続は要件とならない。）。
- (iii) 発行会社が支払不能もしくは破産の宣告もしくは何らかの破産法、支払不能法その他債権者の権利に影響を与える類似の法律に基づくその他の救済措置を求める手続を開始し、発行会社の設立地もしくは本店所在地において発行会社に対して支払不能、再生手続もしくは規制に関する主たる権限を保有する規制当局、監督当局その他これに類似の職務を有する者によって発行会社に対してかかる手続が開始され、発行会社がかかる手続に同意し、または発行会社が、自らもしくは上記の規制当局、監督当局もしくは類似の職務を有する者による解散もしくは清算の申立てに同意すること。ただし、債権者により開始された手続または債権者により行われた申立てであって、発行会社が同意していないものは債務不履行事由を構成しない。

(6) 社債権者集会および修正

代理契約は、本社債、利札または代理契約の一定の条項の変更に関する特別決議（以下「特別決議」という。）による承認を含む本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を決議する社債権者集会の招集に係る規定を定めている。かかる集会は、いつでも、発行会社または未償還額面総額の10%以

上を保有する本社債権者により招集される。かかる社債権者集会における特別決議を行う定足数は、未償還額面総額の50%以上を有する本社債権者またはその代理人、延期集会においては、額面金額を問わず本社債を有する本社債権者またはその代理人とする。ただし、本社債および利札に関する一定の条項の変更（本社債の満期日の変更、本社債に係る元金もしくは利息の減額もしくは免除、本社債の支払通貨の変更、特別決議を行うための要件の変更または発行会社の株式、社債その他の債務および／もしくは有価証券を対価とする本社債の交換もしくは売却もしくはそれらへの本社債の転換もしくはこれらを対価とする本社債の消却を含むが、これに限られない（代理契約により詳細な規定がなされる。））。を議事とする社債権者集会について特別決議を行うために必要な定足数は、未償還額面総額の3分の2以上を有する本社債権者またはその代理人とし、かかる集会の延期集会においては未償還額面総額の3分の1以上を有する本社債権者またはその代理人とする。社債権者集会の特別決議は、その出席の有無を問わず、本社債権者および利札の所持人のすべてを拘束する。

財務代理人および発行会社は、本社債権者および利札の所持人の同意なくして、本社債、利札または代理契約の変更のうち、(i)本社債、利札もしくは代理契約に含まれる曖昧な点もしくは瑕疵のある規定もしくは矛盾する規定を是正もしくは訂正するためのもの、もしくは形式的、軽微もしくは技術的なもの、(ii)本社債権者および／もしくは利札の所持人の利益を著しく害しないもの（ただし、当該変更を検討する目的で本社債権者の社債権者集会が開催された場合に特別決議を要する事項に関するものでないことを条件とする。）、(iii)明らかな誤謬もしくは証明された誤謬を是正するもの、または(iv)法律上の強行法規を遵守するためのものに合意することができる。かかる変更は本社債権者および利札の所持人を拘束し、またかかる変更は下記「(9) 通知」に従い通知される。

ルクセンブルグの営利会社に関する1915年8月10日付の法律（その後の改正を含む。）の第86条ないし第94-8条の規定は本社債には適用されない。

上記の規定にかかわらず、ルクセンブルグの営利会社に関する1915年8月10日付の法律（その後の改正を含む。以下「1915年会社法」という。）に基づく特定の要件が存在する限り、発行会社の会社としての目的、発行会社の様式もしくは発行会社の組成国を変更し、かつ／または発行会社の株主の義務を加重する本社債権者の決議は1915年会社法に従ってのみ行うことができ、また、かかる決議を行う本社債権者の集会は同法に従って招集され、開催されなければならない。

(7) 租税上の取扱い

フランスの租税

以下は、日本国の税法上ならびに1995年3月3日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および2007年1月11日付の改正議定書（以下「租税条約」と総称する。）上の日本国居住者であり、租税条約の利益享受する権利を有する者であって、本社債との関係で日本国外の恒久的施設または固定的拠点を通じて行為を行っていない者による本社債の取得、保有および処分に関するフランスの租税上の重要な結果の要約である。

以下の記述は一般的な概要であり、特定の状況にある本社債権者に関連しうるフランスの税法および租税条約の全体像を示すことを意図したものではない。以下の記述は、本書提出日現在において、源泉徴収の対象となる本社債からの所得に課される税に関する情報について記載したものである。かかる情報は、本社債に関連して生じる可能性のある税制上の諸問題について、網羅的に説明することを意図したものではない。したがって、本社債への投資を検討する投資家は、本社債の購入、所有または処分に関する関連する各法域における当該投資家に対する課税関係について独自の税制上の助言を受けるべきである。

フランスの2009年第3号改正金融法（2009年12月30日付2009-1674法）（以下「本法」という。）の導入後、本社債について発行会社によってなされた利息その他の収益の支払いには、当該支払いがフランス一般租税法第238-0条Aに定められた意味におけるフランス国外の非協調国または地域（*Etat ou territoire non coopératif*）（以下「非協調国」という。）においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第125条AⅢに定められる源泉徴収税が課されない。本社債の支払いが非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第125条AⅢに基づいて75%の源泉徴収税が適用される（ただし、一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。）。

さらに、当該本社債の利息その他の収益は、それらが非協調国に居住する者もしくは非協調国において設立された者に対して支払われ、もしくは生じた場合、または非協調国において支払われた場合、発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息その他の収益は、フランス一般租税法第109条に基づいてみなし配当とされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息その他の収益には、フランス一般租税法第119条第2項に基づいて定められる30%または75%の源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、本法では、社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息その他の収益の支払いを認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる社債の発行にはフランス一般租税法第125条AⅢに基づいて定められる75%の源泉徴収税および控除対象からの除外のいずれも適用されないと規定されている（以下「本例外」という。）。フランス税務当局の公共財政公報 - 税務BOI-INT-DG-20-50-20140211 第990号、BOI-RPPM-RCM-30-10-20-40-20140211第70号およびBOI-IR-DOMIC-10-20-20-60-20150320第10号に基づき、社債の発行が下記のいずれかに該当する場合、かかる社債の発行は、発行会社がかかる社債の発行の目的および効果を証明することなく、本例外の対象となる。

- (i) フランス財政金融法L. 411-1条に定められる公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。本条において「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への発行書類の登録または提出が必要となる勧誘をいう。
- (ii) 規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されており（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在していない場合に限る。）、かかる市場の運営が取引業者または投資サービス業者その他これに類似する外国の事業体によって行われている場合（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者または事業体が非協調国に所在しない場合に限る。）。
- (iii) その発行時において、フランス財政金融法L. 561-2条に定められる中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しならびに支払いのためのシステムの運営機関またはこれに類似する外国の預

託機関もしくは運営機関の決済業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運営機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本社債の元利金の一切の支払いは、租税法域により、または租税法域のために課され、または徴収されることのある現在または将来の一切の租税、賦課または政府課税金を控除または源泉徴収することなく行われる。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

租税法域のために控除または源泉徴収が行われる必要がある場合、発行会社は、法律により許容される限度で、租税、賦課または政府課税金の控除または源泉徴収の後、本社債権者または利札の所持人が、支払期限の到来した全額を受領するために必要な追加額を支払わなければならない。ただし、次の場合には、本社債または利札に関し、かかる追加額は支払われない。

- (a) 単なる本社債または利札の所持による以外にフランスと関係を有していることを理由として、本社債または利札に関する支払いに関する当該租税、賦課または政府課税金に対する責任を負担している者が所持人である場合。
- (b) 関連日（下記「(10) その他、(B) 消滅時効」に定義する。）から30日以上経過した後に支払いのための呈示がなされた場合。ただし、かかる30日目の日が支払営業日であったと仮定して所持人がかかる日に支払いのために本社債または利札を呈示していたならばかかる追加額を受領する権利を有していた場合を除く。
- (c) かかる源泉徴収または控除が、支払いについて課されるものであって、貯蓄所得の課税に関する欧州理事会命令2003/48/EC（その後の改正を含む。）に規定された原則と類似の原則（特に、支払代理人等の発行会社以外の者に租税の源泉徴収または控除を行わせる原則）に従った支払いに関する課税を定めたスイスにより締結される条約またはスイスにより施行される法律に基づいて義務付けられるものである場合。
- (d) 欧州連合加盟国内の他の支払代理人に対して本社債もしくは利札を呈示することにより、かかる源泉徴収もしくは控除を回避することのできたであろう所持人によって、またはかかる所持人のために支払いのための呈示がなされた場合。

本社債の要項のその他の規定にかかわらず、発行会社は、いかなる場合にも、(i) 内国歳入法第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求され、もしくはその他内国歳入法第1471条ないし第1474条、同条に基づく規則もしくは契約、同条の公式解釈もしくは同条に係る政府間の取組みを施行するための法律に基づいて行われ、または(ii) 内国歳入法第871条(m)に従って行われる源泉徴収または控除について、本社債または利札に関し、いかなる追加額の支払いを行う義務も負わない。

日本国の租税

居住者または内国法人である投資家および国内に恒久的施設を有しない非居住者または外国法人である投資家に対する本社債の課税上の一般的な取扱いは以下のとおりである。なお、本社債に投資する投資家は、各自の状況に応じて、本社債の課税関係、本社債に投資することによるリスクおよび本社債に投資することが適当か否かについては、各自の会計・税務専門家等に相談する必要がある。また、以下は日本の租税に関する本書提出日現在の現行法令に基づく本社債の課税上の取扱いを述べたものであり、将来、法令改正等が行われた場合には、取扱いが異なる可能性があることに留意が必要である。

現行法令上、本社債は、外国法人が日本国外で発行した租税特別措置法第37条の11第2項第11号に定める公社債として取り扱われるのが相当であると考えられるが、本社債の性格、投資家の状況等から、日本の税務当局により上記と異なる取扱いをされた場合には、本社債の投資家に対する課税上の取扱いは以下に述べるものと異なる可能性があることにご注意されたい。

(a) 居住者に対する課税上の取扱い

(i) 利息に対する課税

本社債の利息については、居住者が租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じて本社債に係る利息の支払いを受ける場合には、支払いを受けるべき金額（外国所得税が課されている場合には、その金額を控除した金額）につき、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われる。居住者は、申告不要制度または申告分離課税（上場株式等に係る配当所得等）を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、利子所得の金額に対し20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用される。なお、2037年12月31日までの各年分の所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。また、個人投資家が申告分離課税を選択する場合には、本社債の利息と上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能である。本社債の利息に外国所得税が課されている場合には、一定の条件のもと外国税額控除の対象とすることができる。

居住者が本社債に係る利息を租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じないで受け取る場合には、源泉徴収は行われないが、上場株式等に係る配当所得等として申告分離課税の対象となる。

(ii) 譲渡に対する課税

本社債の譲渡による譲渡益については、原則として上場株式等に係る譲渡所得等として20%（所得税15%および地方税5%）の税率により申告分離課税の対象となる。なお、2037年12月31日までの各年分の上場株式等に係る譲渡所得等に課される所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。

本社債の譲渡を行うに際して譲渡損が生じた場合は、申告分離課税の適用上、他の上場株式等に係る譲渡所得等との相殺は認められるが、上場株式等に係る譲渡所得等の合計額が損失となった場合は、その損失は他の所得と相殺することはできない。ただし、以下の特例の対象となる。

(イ) 本社債の譲渡により生じた譲渡損失のうちその譲渡日の属する年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、一定の条件のもとその年の翌年以後3年内の各年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除が認められる。

(ロ) 本社債の譲渡により生じた譲渡損失のうちその譲渡日の属する年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、申告を要件に当該損失をその年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除することが認められる。

本社債は特定口座制度の対象であり、居住者が金融商品取引業者に特定口座を開設し、その特定口座に保管されている本社債を含む上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等について「特定口

座源泉徴収選択届出書」を提出した場合には、一定の要件の下に、本社債の譲渡に係る譲渡所得等について譲渡対価の支払いの際に20%（所得税15%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われ、申告不要制度を選択することができる。なお、2037年12月31日までの各年分の所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。

(iii) 償還に対する課税

本社債の元金の償還により交付を受ける金額は本社債の譲渡に係る収入金額とみなされて、上記(ii)に記載の取扱いと同様に課税される。

(b) 内国法人に対する課税上の取扱い

(i) 利息に対する課税

内国法人が租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じて本社債に係る利息の支払いを受ける場合には、支払いを受けるべき金額（外国所得税が課されている場合には、その金額を加算した金額）につき、所得税15%の税率により源泉徴収が行われる。

当該利息は、原則として発生主義により、内国法人の課税所得の計算上、益金の額に算入されることになる。内国法人は、上記で徴収された源泉税について所得税額控除の適用を受けることができる。外国所得税が課されている場合は、一定の要件の下で、外国税額控除の適用を受けることができる。

2037年12月31日までの間に生ずる利息に課される所得税の額（外国所得税が課されている場合は、その金額を控除した金額）に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課され、所得税の額とあわせて源泉徴収されるが、この復興特別所得税は、内国法人の法人税の申告上、所得税の額とみなされて、法人税からの税額控除の対象となる。

内国法人が、一定の金融機関または公共法人等である場合には、一定の要件の下に、利息の金額について源泉徴収は行われない。

内国法人が本社債に係る利息を租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じないで受け取る場合には、源泉徴収は行われないが、当該内国法人の課税所得の計算上、益金の額に算入されることになる。

(ii) 本社債の期末時の評価

本社債が売買目的有価証券に該当する場合は、期末時に本社債を時価評価する。当該金額と帳簿価額との差額に相当する金額は、課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入される。

本社債が売買目的外有価証券に該当する場合で、会計上、本社債に係る取引を社債に係る取引とデリバティブ取引に区分せず、一括して処理している場合には、税務上もこの処理に従い、取得価額で評価する。一方、会計上、継続的に組込デリバティブ取引が普通社債部分から区分して損益認識されるときは、税務上も、当該区分処理が認められる。

(iii) 譲渡に対する課税

内国法人が、本社債を譲渡した場合は、譲渡対価から本社債の帳簿価額および譲渡費用を控除して計算した差額が譲渡損益として、当該内国法人の譲渡の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

(iv) 償還に対する課税

本社債の償還が行われた場合は、償還金額から本社債の帳簿価額を控除して計算した差額（ただし、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差損益の算出方法は異なる可能性がある。）が、当該内国法人の償還の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

(c) 非居住者および外国法人に対する課税上の取扱い

非居住者および外国法人が支払いを受ける本社債の利息および償還差益ならびに本社債を譲渡したことにより生ずる所得については、当該非居住者および外国法人が国内に恒久的施設を有しない場合は、原則として日本において課税されないことになる。

(8) 準拠法および管轄裁判所

(A) 準拠法

代理契約、約款、本社債および利札ならびにそれらに起因または関連する契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に基づき解釈される。

(B) 管轄裁判所

発行会社は、英国の裁判所が本社債および／または利札に起因または関連して生じうる紛争を解決する管轄権を有することに取消不能の形で合意し、それに伴って英国の裁判所の管轄権に服する。

発行会社は、英国の裁判所が不都合な裁判地であること、または管轄違いであることを理由として英国の裁判所に対して異議を申し立てる権利を放棄する。法律により認められる範囲で、本社債権者および利札の所持人は、本社債および利札ならびに本社債および利札に起因または関連して生じる発行会社に対する訴訟、法的措置または手続（以下「関連手続」と総称する。）について、管轄権を有するその他の裁判所に提起し、または申し立てることができ、複数の法域において同時に関連手続の提起または申立てを行うことができる。

発行会社は現在EC3N 4SG ロンドン、タワーヒル41 SGハウスに所在するソシエテ・ジェネラル・ロンドン支店（以下「SGLB」という。）を訴状送達代理人として任命している。SGLBが訴状送達代理人を辞任した場合または英国での登録を取り消された場合、発行会社は他の者を英国における訴状送達代理人に任命することに合意している。本項の記載は、法律で認められるその他の方法によって訴状を送達する権利に影響を及ぼさない。

発行会社は、代理契約および約款において、上記とほぼ同様の条項により、英国の裁判所の管轄に服することに合意し、訴状送達代理人を任命している。

(9) 通 知

本社債に関するすべての通知は、ヨーロッパで一般に頒布されている主要な英字の一般日刊紙（「フィナンシャル・タイムズ」が予定されている。）に掲載された場合に有効になされたものとみなされる。

発行会社は、通知が、その時点で本社債が上場する規制市場その他の証券取引所において適用され、または本社債の取引を許可する関係当局が定める規則および規定に従う方法をもって適法に行

われるようにする。かかる通知は新聞に最初に掲載が行われた日に、または複数の新聞への掲載が要請される場合には、要請される新聞のすべてに掲載が行われた最初の日になされたものとみなされる。

確定社債券が発行されるまで、本社債を表章する大券がすべてユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグのために保有されている限り、かかる新聞における掲載は、それらの機関による本社債権者への伝達のためのユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグに対する関連する通知の交付に代えることができ、加えて本社債が規制市場その他の証券取引所に上場され、または関係当局によりその取引を許可され、かつ当該規制市場、証券取引所または関係当局の規則が要求する限り、当該通知はこれらの規則に従って公表される。かかる通知は、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグに対して当該通知がなされた日において本社債権者に対してなされたものとみなされる。

本社債権者が行う通知は、書面により（確定社債券の場合には）当該本社債とともに財務代理人に提出することによりなされなければならない。本社債が大券により表章されている場合は、かかる通知は、本社債権者により財務代理人およびユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルグが当該目的のために同意する方法で、ユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルグを通じて財務代理人に対して行うことができる。

(10) その他

(A) 代わり社債

本社債または利札が紛失し、盗取され、切断され、汚損し、または毀損した場合、財務代理人の指定事務所において、関連する証券取引所の要件およびすべての適用ある法令に基づき、申請者によるそれに関して発生した費用の支払いおよび発行会社が合理的に要求する証拠、担保、補償等を提供することにより、取り替えることができる。汚損または毀損した本社債または利札は代替物が発行されるまでに引き渡されなければならない。紛失または盗取の場合の本社債および利札の取替えは、ルクセンブルグの無記名式有価証券の非任意的な占有喪失に関する1996年9月3日付の法律（その後の改正を含む。以下「1996年非任意占有喪失法」という。）の手續に服する。

(B) 消滅時効

関連日の後、元金については10年間、利息については5年間、元金および／または利息に関する請求を行わない場合、本社債（および関連する利札）は無効となる。

1996年非任意占有喪失法により、(i)本社債について異議が申し立てられ、かつ(ii)本社債が失権（1996年非任意占有喪失法に定義される。）する前に本社債の期限が到来した場合、本社債に基づいて支払われるべき（しかし、いまだ本社債の所持人に支払われていない）金額の支払いは、異議が取り下げられ、または本社債の失権がなされるまでの間は、ルクセンブルグの委託基金（Caisse des consignations）に対して行わなければならない。

「関連日」とは、関連する支払いに関する期限が最初に到来する日をいう。ただし、財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員の全額を受領していなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ上記「(9) 通知」に従いその旨の通知が本社債権者に対して適法になされた日をいう。

(C) 追加発行および統合

発行会社は随時本社債権者または利札の所持人の同意なくして本社債とすべての点で同順位かつ同様の要項（発行日、利息起算日、発行価格ならびに／または初回利払いの金額および日付を除く。）で社債を追加発行でき、かかる追加発行された社債は発行済の本社債と統合され、単一のシリーズをなす。

(D) 本社債の様式

(イ) 大券

本社債は、当初仮大券の様式により発行される。本社債に係る大券は、当該時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルグの規則および手続に従ってのみ譲渡することができる。

(ロ) 非米国人による実質所有の証明

本社債が仮大券によって表章されている間は、本社債に関して交換日（以下に定義する。）よりも前に支払期限を迎える元金、利息その他の金額の支払いは、本社債の持分の実質所有者が米国人または米国人に再販売するために購入した者ではない旨の証明書（米国財務省規則により要求されるもの。様式が提供される。以下「非米国証明書」という。）をユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグが受領し、ユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルグが類似の証明書（当該機関が受領した非米国証明書に基づくもの）を財務代理人に対して交付している場合に限り、行われる。

交換日以降、本社債に係る仮大券の持分は、当該仮大券の要項に従い、米国財務省規則の要求に基づいて、上記の実質所有に係る非米国証明書と引換えに（ただし、かかる非米国証明書が上記の規定に従ってすでに交付されている場合を除く。）請求により（無料で）恒久大券の持分に交換することができる。本社債に係る仮大券の恒久大券の持分への交換は、本社債に係る確定社債券がまだ発行されていない場合にのみ行われる。本社債に係る確定社債券がすでに発行されている場合には、本社債に係る仮大券は、その要項に従って確定社債券にのみ交換することができる。本社債に係る仮大券の保有者は、適正に非米国証明書を提出したにもかかわらず仮大券の恒久大券の持分または確定社債券への交換が不適切に留保または拒絶された場合を除き、交換日以降に支払期限を迎える利息、元金その他の金額の支払いを受ける権利を有しない。

本社債に係る恒久大券に係る元金、利息その他の金額の支払いは、ユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルグを通じて、その保有者に対して、またはその保有者の指図により（当該恒久大券の呈示または（場合により）引渡しと引換えに）支払われる。ただし、非米国証明書の提出は要求されない。

「交換日」とは、(i)本社債に係る仮大券の発行後40日を経過した時点および(ii)本プログラムに係るディーラーが本社債の販売が完了したと証明した後40日が経過した時点のいずれか遅い方の直後の日をいう。

(ハ) 約款

本社債を表章し、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグのために保有されている大券（またはその一部）の支払期限がその要項に従って到来した場合、または

満期日が到来した場合であって、当該大券の要項に従った全額の支払いが持参人に対して行われていないときには、当該大券は、その日の午後8時（ロンドン時間）に無効となる。

それと同時に、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグの口座において当該本社債（確定社債券を除く。）の口座記録が行われている口座保有者は、約款の規定に基づき、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグが提供する口座証明書を根拠として、発行会社に対して直接訴求する権利を取得する。

（二）交換事由の発生による交換

「交換事由」とは、以下のいずれかの事由をいう。

（i）債務不履行事由が発生し、継続していること。

（ii）ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグがともに連続する14日以上営業を停止し（休日、法律上の理由等による場合を除く。）、または営業を恒久的に停止する意思を公表し、もしくは実際に営業を恒久的に停止し、かつ後継の決済機関が利用できない旨の通知を発行会社が受けること。

（iii）発行会社が、本社債に係る次の支払いの際に、上記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額を支払うことが要求されるが、本社債が確定社債券であればかかる支払いが不要であること。

交換事由のいずれかが生じ、本社債に係る恒久大券の規定に従い、かかる恒久大券の持分の保有者の指示に従って行動するユーロクリアおよび／もしくは（場合により）ユーロクリア・ルクセンブルグから、もしくはかかるユーロクリアおよび／もしくは（場合により）ユーロクリア・ルクセンブルグのために財務代理人が60日以上の上記の書面による通知を受領した場合、または上記（iii）の交換事由が生じ、発行会社が財務代理人に対して60日以上の上記の書面による通知を行った場合、かかる恒久大券の全部（一部は不可。）が、（無料で）利札が付された確定社債券に交換される。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ベイルイン規制

金融機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組を設定する2014年5月15日付の欧州議会および欧州連合理事会指令2014/59/EU（以下「BRRD」という。）が、2014年7月2日に施行された。

BRRDならびに欧州議会および欧州連合理事会の2014年7月15日付規則（EU）806/2014号（以下「SRM規則」という。）は、金融機関および投資会社の再建および破綻処理に関する欧州連合全域にわたる枠組を設定することを目的に掲げている。BRRDが規定する制度は、特に、金融機関の破綻が経済および金融のシステムに与える影響（納税者の損失に対するエクスポージャーを含む。）を最小化しつつ、経営難に陥った、または破綻した金融機関に十分早期に、かつ迅速に介入することによって、かかる金融機関の重要な金融および経済に係る機能の継続性を維持するための信頼性のある措置を実施する権限を破綻処理当局に与えるために必要であるとされている。SRM規則により、破綻処理の権限は一元化され、単一破綻処理理事会（以下「SRB」という。）および各国の破綻処理当局に付与される。

BRRDおよびSRM規則により破綻処理当局に付与される権限には、資本性証券（劣後負債性証券を含む。）および適格債務（低順位の証券だけではすべての損失を吸収することができないことが判明した場合は、高順位の負債性証券を含む。）が、一定の優先順位に基づいて、破綻処理中の発行者である金融機関の損失を吸収するように、減額または転換を行う権限（以下「ベイルイン・ツール」という。）が含まれている。BRRDを法制化するフランスの通貨金融法典によると、（i）金融機関が破綻しているか、または破綻する可能性が高いと破綻処理当局または関連する監督官庁が判断し、（ii）破綻処理措置以外の措置では合理的な期間内に破綻を回避することができる合理的な見込みがなく、かつ（iii）破綻処理の目的を達成するために破綻処理措置が必要であり、かかる金融機関を通常の倒産手続で清算したのでは同程度にその破綻処理の目的を実現することができない場合、破綻処理の条件が成就したとみなされる。

破綻処理当局は、破綻処理の条件が成就した場合、減額もしくは転換が行われない限り金融機関もしくはそのグループが存続し得ないと判断したとき、または金融機関が特別な公的財政支援を必要としているとき（フランスの通貨金融法典第L. 613-48 III, 3条に規定される方法で特別な公的財政支援が提供された場合を除く。）、破綻処理措置とは別に、またはこれとあわせて、資本性証券（劣後負債性証券を含む。）を減額し、または株式に転換することができる。

ベイルイン・ツールにより、本社債は、完全に（つまりゼロまで）、もしくは部分的に減額され、もしくは普通株式その他の証券に転換され、または本社債の条件が変更される可能性がある（例えば、満期日および/もしくは利息が変更され、かつ/または一時的な支払いの停止が命じられる可能性がある。）。特別な公的財政支援は、ベイルイン・ツールを含む破綻処理措置を可能な限り最大限に検討し、適用した後の最後の手段としてのみ行われるべきである。また、発行会社の財政状況が悪化した場合、ベイルイン・ツールの存在により、本社債の市場価格または価値が、かかるツールが存在しなかった場合よりも急激に低下する可能性がある。

BRRDは、破綻処理当局に対し、ベイルイン・ツールに加えて、破綻処理の条件を満たした金融機関についてその他の破綻処理措置を実施するより広い権限を与えており、かかる権限には、金融機

関の事業の売却、承継機関の創設、資産の分離、負債性証券の債務者としての金融機関の地位の交代または代替、負債性証券の要項の変更（満期日および/もしくは利息額の変更ならびに/または一時的な支払いの停止を含む。）、経営陣の解任、暫定的な管理人の選任ならびに金融商品の上場および取引許可の停止が含まれるが、これらに限定されない。

BRRDは、指令であるため、フランス国内では直接適用されず、国内法化されなければならなかった。フランスの2015年8月20日付政令第2015-1024号により、BRRDはフランス法として国内法化され、それに伴い通貨金融法典も改正された。

破綻処理当局は、破綻処理措置を実施する前、または関連する資本性証券の減額もしくは転換を行う権限を行使する前に、金融機関の資産および負債の公正、慎重かつ現実的な評価が、公的機関から独立した者により行われるようにしなければならない。

2016年1月1日以降、フランスの金融機関（発行会社を含む。）は、フランスの通貨金融法典第L. 613-44条に従って、自己資本および適格債務の最低基準（MREL）を常に満たす必要がある。MRELは、金融機関の全債務および自己資本に対する割合として表示されるものであり、金融機関がペイルイン・ツールの実効性を妨げるような態様で負債を構成することを防止することを目的としている。2019年1月から、発行会社などのG-SIB（グローバルなシステム上重要な銀行）は、総損失吸収力要件も遵守しなければならない。

SRM規則の規定に従い、適用ある場合、SRBは、意思決定過程に関連するすべての点において、BRRDに基づき指定された国内の破綻処理当局を承継し、BRRDに基づき指定された国内の破綻処理当局は、SRBにより採択された破綻処理スキームの実施に関連する業務を継続する。銀行の破綻処理計画の準備に関連するSRBと国内の破綻処理当局の間の連携に関する規定は、2015年1月1日から適用が開始され、2016年1月1日以降、SRMは全面的に運用されている。

フランスのBRRDを実施する規定に基づく破綻処理措置が発行会社に適用され、またはかかる適用が示唆された場合、本社債の保有者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値、および/または本社債に基づく債務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

(事業年度	自 平成27年 1 月 1 日)	平成28年 5 月23日
(2015年度)	至 平成27年12月31日)	関東財務局長に提出。

2 【四半期報告書又は半期報告書】

(事業年度	自 平成28年 1 月 1 日)	平成28年 9 月26日
(2016年度中)	至 平成28年 6 月30日)	関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

該当事項なし。

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

該当事項なし。

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に
掲げる要件を満たしていることを示す書面

会社名 ソシエテ・ジェネラル

代表者の役職氏名 最高経営責任者 フレデリック・ウデア

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行済株券は、指定外国金融商品取引所に上場しており、かつ、算定基準日（平成28年10月6日）における当該株券の基準時時価総額が1,000億円以上であります。

3,051,374,645,819 円

（注）算定基準日における主要な一指定外国金融商品取引所であるユーロネクスト・パリの市場相場による株券の最終価格により算出しております。日本円への換算は、1ユーロ＝115.91円の換算率（平成28年10月6日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値）により行っており、1円未満は切り捨てております。

有価証券報告書等の提出日以後における重要な事実の内容を記載した書面

2017年2月9日に公表された2016年第4四半期および2016年通期の業績の概要は以下のとおりである。

2017年2月8日に開催されたロレンツォ・ビニ・スマギ会長を議長とするソシエテ・ジェネラルの取締役会において、当グループの2016年第4四半期決算および2016年通期決算が承認された。

計上された2016年通期の**グループ当期純利益**は38億7,400万ユーロ（前年：40億100万ユーロ）だった。経済活動と関係のない項目の控除後では、2016年通期のグループ当期純利益は41億700万ユーロと、前年の水準を15.3%と大幅に上回った。グループ当期純利益の伸びは、当グループのバランスの取れたビジネスモデルの適切性や変革の成功を実証している。国際リテールバンキング&金融サービス部門の力強い回復（グループ当期純利益への寄与は前年比46.8%増）にけん引され、またフランス国内リテールバンキングの良好な業績（グループ当期純利益への寄与は前年比3.1%増）や不透明な環境下でのグローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門の底堅い実績（グループ当期純利益への寄与は前年比2.5%減）に支えられ、事業部門のグループ当期純利益への寄与は11.8%増加した。

2016年第4四半期の当グループの営業利益は前年同期の2倍の水準となった。クロアチアの子会社売却および主にフランスにおける税法の変更に伴う繰延税金資産の見直しなどの経常外項目を計上したことにより、事業部門の非常に好調な業績は低減された。2016年第4四半期のグループ当期純利益は3億9,000万ユーロ（前年同期：6億5,600万ユーロ）となった。

2016年第4四半期の**経済活動と関係のない項目の控除後⁽⁴⁾の業務粗利益**は前年同期比1.3%増の61億7,700万ユーロとなった。2016年通期の業務粗利益は256億5,300万ユーロと前年比で全般的に安定していたが、これには2016年上半期に計上されたビザ社・ヨーロッパ株の売却に伴うキャピタルゲイン7億2,500万ユーロが含まれていない。計上された2016年第4四半期の業務粗利益は61億2,900万ユーロ（前年同期比1.3%増）となり、計上された2016年通期の業務粗利益は252億9,800万ユーロ（前年比1.3%減）となった。

当グループは引き続き経費削減計画を遂行した。2016年通期の営業費用は前年比0.4%減と、計画通り減少した。グループ変革への継続的な投資を背景に、2016年第4四半期の営業費用は前年同期比1.1%増となった。

2016年第4四半期の**引当金純繰入額**は4億8,600万ユーロと、前年同期の11億5,700万ユーロを大幅に下回る低水準となった結果、2016年通期の引当金純繰入総額は20億9,100万ユーロと、前年の水準を約32%下回った。**事業リスク引当比率**は低下を続け、2016年第4四半期は30bp（前年同期：64bp）、2016年通期は37bp（前年：52bp）となった。また2016年12月末には訴訟問題引当金として1億5,000万ユーロが積み増しされ、訴訟問題引当金総額は20億ユーロとなった。

「バーゼル3」基準の**普通株式等 Tier 1（全面適用ベースの CET 1）比率は11.5%**（2015年末時点：10.9%）と、2018年末時点の当グループの中期目標値である11.5%~12.0%を前倒しで達成した。当グループは現在、将来のTLAC（総損失吸収能力）比率関連のものを含む、全てのブルデンシャル義務を遵守している。

2016年12月末時点の経済活動と関係のない項目の控除後の**1株当たり利益**は4.55ユーロだった。取締役会は定期株主総会において、2016年通期の配当金として、1株当たり2.20ユーロ（前年比10%増）を支払うことを提案すると決定した。

本文書に関する注記

新資本配分基準（事業部門のリスク加重資産の11%を基準）の実施に伴い、2015年度に係る項目の業務粗利益および事業部門への資本配分は修正再表示されている。

中核事業部門の業務粗利益、営業費用、IFRIC第21号基準に伴う調整、（事業）リスク引当比率（bp）、ROE（株主資本利益率）、RONE（標準的株主資本利益率）、純資産、有形純資産、経済活動と関係のない項目の控除後の1株当たり利益、異なる修正再表示の根拠となる金額の概念（特に経済活動と関係のない項目）などの代替的業績指標（Alternative Performance Measures）は、本書の第10セクション、財務情報の基準となる事項に、ブルデンシャル比率を公表する際の原則と共に記載されている。

本書の脚注*および**は以下を示す。

* グループ編成変更および為替相場の変動による影響を除く

** 経済活動と関係のない項目の控除後

1. グループ連結決算

(単位：百万ユーロ)	2016 年 第 4 四半期	2015 年 第 4 四半期	増減		2016 年	2015 年	増減	
業務粗利益	6,129	6,053	+1.3%	+2.0%*	25,298	25,639	-1.3%	-0.5%*
業務粗利益(1)	6,177	6,098	+1.3%	+2.0%*	25,653	24,968	+2.7%	+3.7%*
営業費用	(4,398)	(4,349)	+1.1%	+0.5%*	(16,817)	(16,893)	-0.4%	+0.3%*
営業総利益	1,731	1,704	+1.6%	+5.9%*	8,481	8,746	-3.0%	-2.0%*
営業総利益(1)	1,779	1,749	+1.7%	+6.0%*	8,836	8,075	+9.4%	+10.6%*
引当金純繰入額	(486)	(1,157)	-58.0%	-58.0%*	(2,091)	(3,065)	-31.8%	-30.6%*
営業利益	1,245	547	x 2.3	x 2.6	6,390	5,681	+12.5%	+13.1%*
営業利益(1)	1,293	592	x 2.2	x 2.5	6,745	5,010	+34.6%	+35.5%*
その他の資産による純利益または純損失	(262)	239	n/s	n/s	(212)	197	n/s	n/s
計上されたグループ当期純利益	390	656	-40.5%	-35.3%*	3,874	4,001	-3.2%	-1.0%*
グループ当期純利益(1)	421	686	-38.5%	-33.4%*	4,107	3,561	+15.3%	+18.2%*
調整後 ROE (1)	2.4%	5.0%			7.8%	7.0%		

(1) 金融債務の再評価および負債評価調整 (DVA) の調整後

業務粗利益

経済活動と関係のない項目の控除後では、当グループの 2016 年第 4 四半期の業務粗利益は、各事業部門の業務粗利益が前年同期比 2.3%増となったことから、前年同期比 1.3%増の 61 億 7,700 万ユーロとなった。2016 年通期では、経済活動と関係のない項目の控除後の業務粗利益は前年比 2.7%増の 256 億 5,300 万ユーロであった。これには 2016 年上半期にコーポレートセンターに計上された、ビザ社ヨーロッパ株の売却に伴う 7 億 2,500 万ユーロのキャピタルゲインが含まれている。経常外項目の修正再表示後では、経済活動と関係のない項目の控除後の業務粗利益は 2015 年から 2016 年にかけて全般的に安定して推移した。

- フランス国内リテールバンキング部門 (RBDF) の 2016 年通期の業務粗利益 (PEL/CEL 引当金控除後) は前年比 3.5%減となり、2016 年第 4 四半期も前年同期比で 3.5%減となった。低金利環境において、当部門は業務政策を強化すると共に、事業間相乗効果および手数料事業の強化を継続した。
- 国際リテールバンキング&金融サービス部門 (IBFS) の 2016 年通期の業務粗利益は前年比 2.6%増、2016 年第 4 四半期は前年同期比 6.7%増となった。グループ編成変更および為替相場の変動による影響の控除後では、2016 年通期は前年比 4.0%増*、2016 年第 4 四半期は前年同期比 4.8%増*となった。これらの良好な業績は、力強い保険事業 (2016 年通期は前年比 7.0%増、2016 年第 4 四半期は前年同期比 5.7%増) や好調な法人向け金融サービス事業 (2016 年通期は前年比 10.7%増、2016 年第 4 四半期は前年同期比 23.4%増) にけん引された一方で、国際リテールバンキング事業では、アフリカの収入は 2016 年通期で前年比 6.4%増となり、ロシアとルーマニアは回復している。
- グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門 (GBIS) の 2016 年第 4 四半期の業務粗利益は前年同期比 1.5%増となった。市場環境がそれほど良好ではなかったことから、2016 年通期の収入は前年の水準を 2.0%と僅かに下回った。事業活動は、2015 年が好調だったファイナンス&アドバイザー事業およびグローバルマーケット&インベスターサービス事業共に好調を維持した一方で、アセット&ウェルスマネジメント事業は市場の先行き不透明感から投資家が投資を手控えたことによる影響を受けた。

当グループの金融債務の再評価による会計上の影響は、2016 年第 4 四半期は 5,000 万ユーロのマイナス (前年同期：3,900 万ユーロのマイナス) であった。2016 年通期では、金融債務の再評価による影響は 3 億 5,400 万ユーロのマイナス (前年：7 億 8,200 万ユーロのプラス) であった。

負債評価調整 (DVA) の影響は、2016 年第 4 四半期は 200 万ユーロのプラス、2016 年通期は 100 万ユーロのマイナスが計上された。2015 年第 4 四半期には 600 万ユーロのマイナス、2015 年通期には 1 億 1,100 万ユーロの

マイナスが計上されている。これらの 2 つの要因が当グループの業務分析において修正再表示された経済活動と関係のない項目を構成している。

計上された業務粗利益は、2016 年第 4 四半期は 61 億 2,900 万ユーロ（前年同期比 1.3%増）、2016 年通期は 252 億 9,800 万ユーロ（前年比 1.3%減）であった。

営業費用

当グループの 2016 年通期の営業費用は 168 億 1,700 万ユーロ（前年比 0.4%減）となった。2016 年第 4 四半期では、営業費用は 43 億 9,800 万ユーロ（前年同期比 1.1%増）であった。欧州銀行間取引金利（EURIBOR）の不正操作に係る罰金の一時払戻金（2016 年第 1 四半期に 2 億 1,800 万ユーロ）の控除後では、2016 年通期の営業費用は前年比 0.8%増と全般的に安定しており、グループのコミットメントに沿った水準にある。実施された貯蓄計画に係る非経常経費は、2016 年通期は 2 億 3,000 万ユーロであった。

営業総利益

当グループの営業総利益は、2016 年通期は 84 億 8,100 万ユーロ（前年：87 億 4,600 万ユーロ）、2016 年第 4 四半期は 17 億 3,100 万ユーロ（前年同期：17 億 400 万ユーロ）であった。金融債務の再評価および負債評価調整（DVA）による影響の控除後では、2016 年通期の営業総利益は 88 億 3,600 万ユーロ（前年：80 億 7,500 万ユーロ）と大幅に増加した。その主因としては、ビザ社ヨーロッパ株の売却に伴う 7 億 2,500 万ユーロのキャピタルゲインが挙げられる。2016 年第 4 四半期では、営業総利益は 17 億 7,900 万ユーロ（前年同期：17 億 4,900 万ユーロ）となった。

リスク引当比率

2016 年第 4 四半期の当グループの引当金純繰入額は、3 つの主力事業部門において過去数四半期確認されていた減少傾向が実証され、前年同期比 58.0%減の 4 億 8,600 万ユーロとなった。2016 年通期の引当金純繰入額は、年ごとに改善する当グループのリスクプロファイルを反映し、前年比 31.8%減の 20 億 9,100 万ユーロとなった。留意点として、2016 年 12 月末時点で計上された訴訟問題引当金は総額 20 億ユーロとなっており、2016 年第 4 四半期には 1 億 5,000 万ユーロの引当金が追加計上されている（2016 年通期では 3 億 5,000 万ユーロの追加計上）。

事業リスク引当比率（貸出残高に対する割合）は低下を続け、2016 年第 4 四半期は 30bp（前年同期：64bp）、2016 年通期は 37bp（前年：52bp）となった。

- フランス国内リテールバンキング部門では、2016 年第 4 四半期の事業リスク引当比率は 39bp（前年同期：43bp）から低下しており、貸出承認方針の質の高さを反映している。2016 年通期では 36bp（前年：43bp）となった。
- 国際リテールバンキング&金融サービス部門のリスク引当比率は、2016 年第 4 四半期は 53bp（前年同期：104bp）、2016 年通期は 64bp（前年：102bp）と大幅に低下しており、ローンポートフォリオの質の改善を目指して実施された方針の実効性を示した。貸倒比率は 3 年間で 8.9%から 6.7%へ 2 ポイント低下し、また貸倒引当比率は同期間に 68%から 77%へ 9 ポイント上昇した。
- より具体的には、ロシアおよびルーマニアのリスク引当比率が大幅に低下した。リスク引当比率は、ロシアの場合 2015 年通期の 293bp から 2016 年通期は 182bp、ルーマニアの場合 2015 年通期の 185bp から 2016 年通期は 98bp へそれぞれ低下した。
- グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門のリスク引当比率は非常に低水準となり、2016 年第 4 四半期は 3bp（前年同期：65bp）、2016 年通期は 20bp（前年：27bp）となった。

2016 年通期の総貸倒懸念債権比率は 5.0%（前年：5.3%）であった。当グループの 2016 年 12 月の総貸倒懸念債権引当比率は 64%と、2015 年 12 月の水準から安定している。

特定の**個別リスク**に関しては、石油/ガスおよび鉱物/金属関連セクターへのエクスポージャーがグループ全体のエクスポージャーに占める割合はそれぞれ 3%および 1.5%未満となっている。従って、これらのエクスポージャーは、ポートフォリオの 10%超を占める事業セクター（非金融関連企業へのエクスポージャーの割合）が存在しない、分散的なポートフォリオを構築しているソシエテ・ジェネラルにとってそれほど大きくはない。

地域エクスポージャーに関しては、主たるエクスポージャーは依然としてフランスであり、ソシエテ・ジェネラルのエクスポージャー総額の 42%を占めている。経済成長が鈍化している特定国（中国やトルコ）へのエクスポージャーに関しては、グループ・レベルの影響はごく僅かである。

また、英国へのエクスポージャー（主にソブリン、大手企業、金融機関）もコミットメント総額の 5.9%と限られていることから、ブレグジット（英国による EU 離脱）の国民投票がもたらす影響は非常に限定的である。留意点として、予定されている英国の欧州連合からの離脱がもたらす影響に係る当グループの状況に関しては、当グループの営業基盤は欧州大陸と英国間で等分されている組織に基づいており、業務を遂行する際に必要な全ての認可、免許、インフラが整っている。当グループは全ての事業、特に英国のクライノート・ベンソン社から買収したプライベートバンキング事業を通して 2016 年に地位を強化したコーポレート&インベストメントバンキング事業およびプライベートバンキング事業の英国におけるアクティブなプレゼンスを維持する意向を繰り返し表明している。

営業利益

当グループの営業利益は、2016 年第 4 四半期は 12 億 4,500 万ユーロ（前年同期：5 億 4,700 万ユーロ）、2016 年通期は 63 億 9,000 万ユーロ（前年：56 億 8,100 万ユーロ）となった。経済活動と関係のない項目の控除後では、2016 年第 4 四半期の営業利益は 12 億 9,300 万ユーロと、前年同期の 5 億 9,200 万ユーロの倍を超える水準となる。2016 年通期では、経済活動と関係のない項目の控除後の営業利益は 67 億 4,500 万ユーロ（前年：50 億 1,000 万ユーロ）であった。

当期純利益

グループ当期純利益は、2016 年第 4 四半期は 3 億 9,000 万ユーロ（前年同期：6 億 5,600 万ユーロ）となった。これには 2 つの非経常項目が含まれている。クロアチアの子会社の売却に伴う 2 億 3,500 万ユーロのマイナス、および主に 2020 年にフランスで予定されている法人税引き上げを要因とするバランスシート上の資産の繰延税金の調整に伴う 2 億 8,600 万ユーロのマイナスである。

2016 年通期のグループ当期純利益は 38 億 7,400 万ユーロ（前年：40 億 100 万ユーロ）であった。

経済活動と関係のない項目 {（金融債務の再評価および負債評価調整（DVA）} の修正再表示後では、グループ当期純利益は 2016 年第 4 四半期で 4 億 2,100 万ユーロ（前年同期：6 億 8,600 万ユーロ）、2016 年通期で前年比 15.3%増の 41 億 700 万ユーロ（前年：35 億 6,100 万ユーロ）となった。

グループ当期純利益の伸びは主に、事業部門の増益によるもので、健全な事業活動、営業費用の管理、当グループのリスクプロファイルの構造的な改善に伴うリスク引当比率の低下により、前年比 5 億 1,800 万ユーロの増益となった。

当グループの株主資本利益率（ROE）は、経済活動と関係のない項目の控除後では、2016 年第 4 四半期は 2.4%（絶対ベースでは 2.2%）となった。これに対して、2015 年第 4 四半期は 5.0%（絶対ベースでは 4.7%）であった。その要因としては、2016 年第 4 四半期に非経常項目および営業外項目（クロアチアの子会社売却、繰延税金の調整）を計上したことが挙げられる。

2016 年通期の ROE は 7.3%（前年：7.9%）、経済活動と関係のない項目の控除後では 7.8%（前年：7.0%）であった。

2016 年通期の 1 株当たり利益は 4.26 ユーロ（前年：4.49 ユーロ）であった。経済活動と関係のない項目の控除後では、2016 年通期の 1 株当たり利益は 4.55 ユーロ（前年：3.94 ユーロ）であった。

これに基づき、取締役会は株主総会において 1 株あたり 2.20 ユーロの配当金額の支払いを提案することを決定した。配当金は 2017 年 5 月 31 日に配当落ちとなり、2017 年 6 月 2 日に支払われる予定である。

2. グループの財務構造

2016年12月31日時点の当グループの**株主資本**は総額620億ユーロ（2015年12月31日時点：590億ユーロ）であった。1株当たり純資産価値は63.66ユーロ（未実現キャピタルゲインの1.59ユーロを含む）となった。1株当たり有形純資産価値は57.77ユーロであった。

2016年12月31日時点の**連結バランスシート**は総額1兆3,820億ユーロ（2015年12月31日時点：1兆3,340億ユーロ）であった。**顧客貸出残高**（リースファイナンスを含むが現先取引に基づき売却した資産および有価証券を除く）は4,030億ユーロ（2015年12月31日時点：3,860億ユーロ）であった。同時に、**顧客預金残高**（現先取引に基づき売却した資産および有価証券を除く）は3,970億ユーロ（2015年12月31日時点：3,600億ユーロ）であった。

2016年通期に、当グループは総額353億ユーロの中長期債を発行、そのうち301億ユーロを親会社レベルで、52億ユーロを子会社レベルで発行したが（総額280億ユーロの2016年度資金調達計画を上回る水準）、その平均満期は5.5年、平均スプレッドは39bpであった（6カ月中期スワップレート対比、劣後債を除く）。2016年12月末時点のLCR（流動性カバレッジ比率）は142%と2015年12月末の124%から上昇し、規制上の要件を優に上回った。

2017年通期に関しては、当グループは親会社レベルで約90億ユーロの、主にTLAC（総損失吸収能力）適格債務（劣後債を含む）により構成される、バニラ債の発行を計画している。2017年2月8日時点で、当グループは総額21億ユーロを発行している（12億5,000万米ドルおよび7億5,000万スウェーデン・クローナの非優先上位債を含む）。さらに、当グループはバランスシートにおける長期ストラクチャード債を現水準で維持する意向で、これは2017年に総額170億ユーロが調達されることを意味する。

欧州テキスト案によると、2016年12月末時点の当グループのNSFR（安定調達比率）は100%を上回っており、将来的なNSFR要件を既に満たしている。

2016年12月31日時点の当グループの**リスク加重資産**（自己資本規制/第4次自己資本指令（CRR/CRD4規則）を基準に算出）は総額3,555億ユーロであった（2015年12月末時点：3,567億ユーロ）。信用リスクに係るリスク加重資産は2,942億ユーロと全体の83%を占めており、2015年12月31日時点の水準を0.6%下回っている。

2016年12月31日時点の当グループの**普通株式等 Tier 1 (CET 1)** 比率は11.5%⁽¹⁾（2015年12月末時点：10.9%、2016年9月末時点：11.4%）と、2016年第4四半期に10bp、2016年通期に62bp上昇した。これは2018年末までに全面適用ベースのCET 1比率を11.5%～12%にするとの当グループが掲げる目標に既に達している。Tier 1比率は14.5%（2015年12月末時点：13.5%、2016年9月末時点：14.3%）、総資本比率は17.9%と、第4四半期における好調な資本形成により、2016年9月末時点（17.6%）から26bp上昇した。2016年12月31日時点で、当グループはTLACの要件水準を上回っており、これにはリスク加重資産の2.5%相当までの優先上位債および10億ユーロまでの非優先上位債の発行が含まれる。TLAC適格債務（劣後債を含む）の発行プログラムにより、当グループは現在から2018年末までの間に、優先上位債に頼ることなく、TLAC比率を遵守することが可能となる。

2016年12月31日時点の**レバレッジ比率**は4.2%（2015年12月末時点：4.0%、2016年9月末時点：4.1%）と、2016年第4四半期に11bp上昇した。

⁽¹⁾ 2016年12月末時点の段階的適用の比率は11.8%（2015年12月末時点：11.4%）

3. フランス国内リテールバンキング部門

(単位：百万ユーロ)	2016 年 第 4 四半期	2015 年 第 4 四半期	増減	2016 年	2015 年	増減
業務粗利益	2,177	2,189	-0.5%	8,403	8,588	-2.2%
業務粗利益 ex. PEL/CEL	2,090	2,167	-3.5%	8,343	8,649	-3.5%
営業費用	(1,411)	(1,465)	-3.7%	(5,522)	(5,486)	+0.7%
営業総利益	766	724	+5.8%	2,881	3,102	-7.1%
営業総利益 exc. PEL/CEL	679	702	-3.3%	2,821	3,163	-10.8%
引当金純繰入額	(182)	(210)	-13.3%	(704)	(824)	-14.6%
営業利益	584	514	+13.6%	2,177	2,278	-4.4%
計上されたグループ当期純利益	402	321	+25.2%	1,486	1,441	+3.1%
RONE	14.8%	12.1%		14.0%	13.5%	

2016 年のフランス国内リテールバンキング部門の業績は堅調に推移し、低金利環境の中でも健全な利益を確保した。

リテールバンキング 3 社（ソシエテ・ジェネラル、クレディ デュ ノール、ブルソラマ）の補完的関係を軸に、当部門は 2016 年に顧客基盤を強化した。新規口座開設数は 40 万口座を超え、2016 年の個人顧客は 1,150 万件に達した（前年比 4%増）。成長戦略を掲げるモバイル専門大手のブルソラマは、2016 年末の顧客数が前年比 29%増の 97 万 7,000 件超となり、2017 年 1 月末には 100 万件の大会を超えた。

法人顧客セグメントでは、この市場での新たな取り組みにより、2016 年に 4,000 社近い企業と新たに事業関係を確立した（前年比 4%増）。これには「SG Entrepreneurs」の始動と全国的な「プロ・コーナー（espaces pro）」設置の計画が含まれている。2016 年はクレディ デュ ノールのプロフェッショナル・セグメントでの専門性も高く評価された（2016 年 CSA 調査では、自由業における顧客満足度で首位）。

フランス国内リテールバンキング部門は、引き続き個人と企業のプロジェクトを資金面で支援した。2016 年は住宅ローン契約の大幅増が目立ち（前年比 4.9%増）、平均貸出残高は前年比 2.9%増の 1,833 億ユーロとなった。2016 年の住宅ローン契約は 182 億ユーロの高水準に達した。2015 年の最高水準からは 30%の減少だが、2014 年水準と比べるとかなりの増加幅である（40%増）。企業の投資ローン契約も健全な水準となった。2016 年は 8.9%増の 95 億ユーロに達し、平均残高の 1.5%増に貢献した。

2016 年の平均預金残高は 1,832 億ユーロで、要求払い預金の堅調な伸び（前年比 16.4%増）を背景に大幅に増加した（前年比 7.6%増）。そのため平均預貸率は 100%となった（2015 年は 105%）。2016 年は当部門の成長のけん引役が好調な事業成績を上げた。中でも、フランス国内のプライベートバンキング事業の正味預入（36 億ユーロ）の 22%増と、生命保険の総契約高の 2.1%増が寄与した。

当部門の収益では、低金利環境と住宅ローン見直しの増加によるマイナスの影響が響き、良好な事業成績は一部のみ反映される形となった。2016 年の業務粗利益は PEL/CEL 引当金の影響調整後で 83 億 4,300 万ユーロと、前年（過去最高の業務粗利益）比で 3.5%減少した。また、2016 年第 4 四半期の収益も前年同期比で 3.5%減少した。

正味受取利息（PEL/CEL 関連の影響を除く）は、前年比で 5.6%減少した（2016 年第 4 四半期では前年同期比 6.6%減）。利ざやの高いローンの契約と堅調な新規預入があったものの、低金利環境と住宅ローン見直しによるマイナスの影響が及んだ。

2016 年の当部門の手数料収入は前年比横ばいで、その底堅さを証明した。2016 年のサービス手数料は、主に新規顧客による契約数の漸次増加とプロフェッショナル顧客、法人顧客を対象とした営業活動に支えられ、前年比 0.8%増加した（2016 年第 4 四半期は 2.1%増）。一方、2016 年の金融手数料は引き続き厳しい市場環境の影響を受けた（前年比 4.7%減）。しかし、2016 年第 4 四半期の動向（前年同期比 2.6%減）は、2016 年 9 月末と比べて改善が見られた。

フランス国内リテールバンキング部門の営業費用は、2016 年に前年比でやや増加（0.7%増）した（2016 年第 4 四半期では 3.7%減）。これまでに実施した人員数と営業費用の厳格な管理を柱とする取り組みに沿って、引き続き直接費を抑えた。同時に、グループではデジタル変革プロセスおよび急成長ビジネスへの投資を継続した。特に、2016 年は変革プランの一環として年初来でフランス国内の 92 支店を閉店した。

2016 年の営業利益はポートフォリオの質を反映し、引当金純繰入額が大幅に減少（2016 年に 14.6%減）したことで、21 億 7,700 万ユーロとなった。（前年比 4.4%減、2016 年第 4 四半期は 13.6%増）

2016 年のフランス国内リテールバンキング部門は堅調な収益性を確保し、グループ当期純利益への寄与は 14 億 8,600 万ユーロと前年比 3.1%増加した。（2016 年第 4 四半期は前年同期比 25.2%増の 4 億 200 万ユーロ）2016 年の ROE は 14.0%で、前年から 50bp 上昇した。

4. 国際リテールバンキング&金融サービス部門

2016 年の国際リテールバンキング&金融サービス部門の業務粗利益は、全地域で事業活動全般が好調だったことから前年比 2.6%増の 75 億 7,200 万ユーロだった。営業費用は引き続き厳格に管理され、2016 年は 42 億 7,300 万ユーロだった (0.8%減)。その結果、営業総利益は 32 億 9,900 万ユーロとなった (7.3%増)。2016 年の引当金繰入額は 7 億 7,900 万ユーロで、欧州とロシアを中心にマクロ経済環境の改善とリスクマネジメントの取り組みが奏功し、前年比 37.5%減の大幅改善となった。当部門の 2016 年のグループ当期純利益に対する寄与は 16 億 3,100 万ユーロと、2015 年を大幅に上回った (46.8%増)。これは、欧州とアフリカの寄与が過去最高となったのに加え、SG ロシアの通期利益の黒字化、保険事業と法人向け金融サービス事業の業績好調によるものだった。

2016 年第 4 四半期の業務粗利益は 19 億 4,100 万ユーロ (前年同期比 6.7%増)、営業総利益は 8 億 7,000 万ユーロ (前年同期比 18.5%増)、グループ当期純利益への寄与は前年同期比 50.0%増の 4 億 3,800 万ユーロだった。

(単位：百万ユーロ)	2016 年 第 4 四半期	2015 年 第 4 四半期	増減		2016 年	2015 年	増減	
業務粗利益	1,941	1,819	+6.7%	+4.8%*	7,572	7,382	+2.6%	+4.0%*
営業費用	(1,071)	(1,085)	-1.3%	-3.9%*	(4,273)	(4,307)	-0.8%	+0.7%*
営業総利益	870	734	+18.5%	+17.5%*	3,299	3,075	+7.3%	+8.5%*
引当金繰入額	(169)	(324)	-47.8%	-47.6%*	(779)	(1,246)	-37.5%	-34.8%*
営業利益	701	410	+71.0%	+69.6%*	2,520	1,829	+37.8%	+36.6%*
計上されたグループ当期純利益	438	292	+50.0%	+47.8%*	1,631	1,111	+46.8%	+45.1%*
RONE	15.9%	11.4%			15.2%	10.7%		

国際リテールバンキング事業

2016 年 12 月末の国際リテールバンキング事業の貸出残高は 839 億ユーロだった。これは 2015 年 12 月末比 7.8%増 (6.6%増*) で、国内需要が引き続き欧州中央銀行の金融緩和策のメリットを受けている欧州、およびアフリカでの活発な事業活動を裏付けるものとなった。新規預入も堅調で、預金残高は 2015 年末比 5.9%増 (4.9%増*) の 752 億ユーロだった。

当事業の 2016 年の収益は前年比 1.3%増の 50 億 200 万ユーロで、営業費用は前年比 1.5%減の 30 億 2,500 万ユーロだった。営業総利益は 19 億 7,700 万ユーロと、前年比で 5.9%増加した。2016 年の国際リテールバンキング事業のグループ当期純利益への寄与は 7 億 4,100 万ユーロと、前年比 79.4%も増加した。これは主に、業績改善を背景に欧州の寄与が 5 億 5,100 万ユーロとなったことによるもので、特にルーマニアの業績回復が顕著だった。また、ロシアの状況も大幅に改善した。

2016 年第 4 四半期の当事業の収益は 12 億 6,600 万ユーロ、営業総利益は 5 億 900 万ユーロ、グループ当期純利益に対する寄与は 2 億 1,200 万ユーロだった。

西欧では、2016 年第 4 四半期の貸出残高が前年同期比 10.6%増の 158 億ユーロとなった。この期間は特に自動車ローンの活況が続いた。2016 年全体では収益が 6 億 9,300 万ユーロ、営業総利益が 3 億 2,600 万ユーロだった。グループ当期純利益への寄与は、前年比 23.2%増の 1 億 5,400 万ユーロだった。

チェコ共和国の 2016 年の事業成績は堅調だった。2016 年第 4 四半期末の貸出残高は、個人向けと大企業向けの活発なローン契約を背景に、前年同期末比で 8.7%増加して 217 億ユーロとなった。同期間の預金残高は前年比 4.7%増の 259 億ユーロだった。このプラスの数量効果にもかかわらず、2016 年の収益は長引く低金利環境が響き、横ばいの 10 億 3,100 万ユーロだった。2016 年の営業費用は 5 億 4,100 万ユーロに引き続き抑えられ、前年比横ばい (0.4%増、0.6%減*) だった。グループ当期純利益への寄与は、2015 年の 2 億 1,700 万ユーロに対して 2016 年は 2 億 1,000 万ユーロと高水準を維持した。

ルーマニアでは、経済環境が引き続き改善している。2016 年第 4 四半期末の貸出残高は、主に個人顧客と大企業セグメントの拡大により、前年同期末比で 4.3%増 (4.7%増*) の 63 億ユーロとなった。預金残高は前年同期比 2.0%増 (2.4%増*) の 93 億ユーロだった。こうしたことから、2016 年の業務粗利益は前年比 1.5%増 (2.5%増*) の 5 億 2,800 万ユーロだった。厳格なコスト管理により、営業費用は横ばい (0.3%減、0.6%増*) の 3 億 3,700 万ユーロだった。期間中のリスク引当比率の大幅改善を背景に、BRD グループの 2016 年のグループ当期純利益に対する寄与は 5,500 万ユーロとなり、2015 年の 1,900 万ユーロから増加した。

その他の欧州諸国では、2016 年末の貸出残高が主に個人顧客を中心に 2015 年末比で 2.3%増加 (7.4%増*) して 117 億ユーロとなり、ほぼ全ての地域で健全な伸びを示した。新規預入も活発で、預金残高は前年比 6.8%増 (9.8%増*) の 117 億ユーロとなった。2016 年は収益が 1.6%増加 (3.9%増*) した一方、営業費用は 1.2%減少 (1.8%増*) した。当地域のグループ当期純利益に対する寄与は 1 億 3,200 万ユーロだった。2016 年第 4 四半期は、クロアチア子会社 Splitska Banka 社の OTP バンクへの売却発表もあった。

ロシアでは、状況が引き続き正常化している。健全な企業活動を示す材料が増えたほか、個人顧客向けのローン契約の回復も続いている。自動車ローンと住宅ローン事業が特に健全だった。グループ編成変更および為替相場の変動による影響を除いて修正再表示すると、2016 年末の貸出残高は 91 億ユーロと 2015 年末比で 3.2%減少*した (同期間の対ユーロでのルーブル上昇により、絶対ベースでは 16.2%増)。預金残高は、2015 年末比 4.7%減* (絶対ベースで 11.7%増) の 72 億ユーロだった。SG ロシア⁽²¹⁾の 2016 年の業務粗利益は、前年比 5.1%減の 6 億 8,800 万ユーロだった (8.3%増*)。営業費用は 5 億 1,900 万ユーロに引き続き抑えられた (前年比 13.0%減、0.5%増*)。事業適正化の取り組みが 2016 年も継続され、特にロスバンクの 67 支店が閉店となった。全体として、SG ロシア事業の 2016 年のグループ当期純利益に対する寄与は、第 4 四半期の 3,200 万ユーロを含む 800 万ユーロのプラスに転じた。2015 年は 1 億 5,600 万ユーロの損失を計上していた。

国際リテールバンキング事業の対象地域に含まれるアフリカおよびその他の地域では、2016 年の貸出残高が前年比 5.8%増 (6.3%増*) の 192 億ユーロとなった。アフリカでの法人向けセグメントを中心とする健全な事業の増勢が目立った (グループ編成変更および為替相場の変動による影響を除いて修正再表示した貸出残高は 6.2%増、7.0%増*)。預金残高は 6.7%増 (7.4%増*) だった。2016 年の業務粗利益は 14 億 800 万ユーロと、前年比増加した (3.2%増)。同期間の営業費用は、グループの事業拡大に伴って 3.2%増加した。2016 年のグループ当期純利益への寄与は、前年比 17.4%増の 2 億 2,300 万ユーロだった。

保険事業

2016 年の保険事業はフランスを中心とする業務活動の活発な展開を引き続き実証した。生命保険契約残高は 2015 年 12 月末比 3.7%増の 983 億ユーロとなった。2016 年の純資金流入は 21 億ユーロとなり、そのほぼ全額はユニットリンク商品によるものであった (2016 年のユニットリンク商品のシェアは 2015 年の 56%に対し 99%)。損害保険部門 (人的・物的損害保険) の業務も好調に推移し、受取保険料収入はフランスにおける力強い業務活動と海外事業の継続的な拡大を背景に前年比 9.4%増となった。

2016 年の保険事業の業績は良好で、業務粗利益は 7.0%増の 8 億 8,300 万ユーロに上り、経費率 (2016 年 : 38.4%) は引き続き低水準にとどまった。2016 年の保険事業のグループ当期純利益への寄与は 9.2%増の 3 億 6,800 万ユーロとなった。2016 年第 4 四半期の寄与は 9,700 万ユーロで、前年同期比 7.8%の伸びを示した。

2015 年 2 月にソシエテ・ジェネラル・グループはアビバ・フランスが保有するアンタリウスの 50%持分株式を、コールオプションの行使を用いて買収する意向を公表した。アンタリウスはクレディ・デュ・ノールのネットワークに特化した保険会社でアビバ・フランスとクレディ・デュ・ノールの合弁会社である。その後グループは、アビバとの間で買収条件に関する契約の締結を公表しており、この買収は 2017 年 4 月 1 日に実施される予定だ。こうした買収は、グループの保険事業を大幅に強化させ、1,100 億ユーロの保険契約残高を上回る可能性をもたらす。この買収案件がグループの財務指標に重大な影響を及ぼすことはない。

法人向け金融サービス事業

2016 年の法人向け金融サービス事業は引き続き好調さを維持した。

車両オペレーショナルリース・車両管理事業においては、2016 年第 4 四半期の管理車両台数は大きく伸長した (前年同期比 14.0%増)。パルクール・グループ の統合 (管理車両台数は 66,000 台増)、に自動車メーカーとの順調なパートナーシップ、銀行のネットワークの活用が相まって、こうした管理台数の大幅拡大をもたらした。

(1) SG ロシアはロスバンク、デルタクレジット・バンク、ラスファイナンス・バンク、ソシエテ ジェネラル インシュランス、ADL オートモーティブの各企業およびこれらの連結子会社を含む。

2017 年にソシエテ・ジェネラルは、ALD の子会社の一部持分を売却するため、市場状況を考慮しながら、株式市場でその株式の売り出しを実施する予定である。こうした事業戦略は ALD の成長を加速させ、自動車産業セクターで主導的企業になる可能性を後押しするものである。

ソシエテ・ジェネラルの完全子会社である ALD はここ数年間、力強い成長を維持してきており、車両オペレーショナルリース事業ではグローバル・リーダーの地位を確立させ、欧州では首位、世界では 3 位を確保し（キャプティブ金融会社、金融リース会社は除く）、41 カ国に及ぶ地域を対象に約 140 万台の車両を管理している。

こうした主導的地位と急速に変遷する自動車産業セクターにおける ALD の革新的な能力に（特に個人向けの車両オペレーショナルリースの進展を通じた）潜在的な成長力が重なり、ALD は自動車産業ソリューション分野でグローバル・リーダーとなると予想される。

クリティカルマスと実証済みの成長力の恩恵を享受している ALD にとって、株式市場における株式売り出しは新たな営業手段とパートナーシップを通じた拡大を加速させる新たな機会をもたらす、成長機会を捉える力を促進するものである。

ソシエテ・ジェネラルは ALD をグループの事業と財務に多大な相乗効果をもたらす高付加価値事業とみなしている。株式市場における株式売り出しにより ALD の将来的な成長は今後も引き続きグループの価値創造に寄与すると予想される。ソシエテ・ジェネラルの統制の下、今後も ALD およびその子会社の成長戦略を積極的に支持する意向である。

2012 年以来、ALD は発行者として承認されている。ALD はその株式持分の発行政策を継続し、ソシエテ・ジェネラルは ALD の借り換えにおいて主要な役割を引き続き果たすことになる。

2016 年第 4 四半期の設備ファイナンス事業の貸出残高（ファクタリングを除く）は輸送部門と産業機器部門にけん引され、前年同期比 6.1%増（5.5%増*）の 165 億ユーロとなった。厳しい競争環境にもかかわらず、新規契約の利ざやは良好な水準を維持した。

2016 年通期の法人向け金融サービス事業の業務粗利益は、前年比 10.7%増の 16 億 7,700 万ユーロに上った。営業費用も事業の好成長に伴い、前年を上回る 8 億 2,500 万ユーロ（前年比 6.6%増）となった。営業利益は前年比 27.7%増の 7 億 9,400 万ユーロ、グループ当期純利益への寄与は前年比 20.4%増の 5 億 7,800 万ユーロに膨らんだ。

2016 年第 4 四半期の法人向け金融サービス事業の業務粗利益は 4 億 5,400 万ユーロ（前年同期比 23.4%増）となり、営業費用は 2 億 2,500 万ユーロ（前年同期比 11.4%増）であった。2016 年第 4 四半期のグループ当期純利益への寄与は 1 億 4,500 万ユーロ（前年同期：1 億 2,000 万ユーロ）となった。

5. グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門

(単位：百万ユーロ)	2016 年 第 4 四半期	2015 年 第 4 四半期	増減		2016 年	2015 年	増減	
業務粗利益	2,225	2,192	+1.5%	+5.3%*	9,309	9,502	-2.0%	-0.8%*
営業費用	(1,751)	(1,744)	+0.4%	+0.3%*	(6,887)	(6,940)	-0.8%	+0.1%*
営業総利益	474	448	+5.8%	+26.6%*	2,422	2,562	-5.5%	-3.3%*
引当金純繰入額	14	(230)	n/s	n/s	(268)	(404)	-33.7%	-33.8%*
営業利益	488	218	x 2.2	x 3.2	2,154	2,158	-0.2%	+2.4%*
計上されたグループ当期純利益	432	286	+51.0%	+81.5%*	1,803	1,850	-2.5%	+3.4%*
RONE	11.8%	7.2%			11.9%	11.5%		

グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門の 2016 年の収益は 93 億 900 万ユーロで、前年比では 2.0%の減少だった。

当部門の 2016 年第 4 四半期の収益は 22 億 2,500 万ユーロで、前年同期比 1.5%増加した。特にグローバルマーケット事業の増収が目立ち、アセット&ウェルスマネジメント事業およびファイナンス&アドバイザリー事業の低迷を十二分に相殺した。

グローバルマーケット&インベスターサービス事業

政治・経済の不確実性が色濃い情勢下で、グローバルマーケット&インベスターサービス事業の 2016 年の業務粗利益は 59 億 3,600 万ユーロと底堅く推移し（前年比 1.1%減）、当グループのビジネスモデルの機動性と数年来実施してきた事業変革の成果を改めて実証するものとなった。当事業の専門性は、IFR から「デリバティブズハウス・オブ・ザ・イヤー」に認定されるなど、2016 年も改めて高い評価を受けた。

2016 年第 4 四半期の収益は前年同期比 6.9%増の 13 億 8,000 万ユーロだった。第 3 四半期からの投資家の「様子見」ムードは第 4 四半期の初めまで続いたが、米大統領選直後から、特に為替、金利およびコモディティ業務で動きが活発となり、顧客との取引が急回復した。

- **エクイティ業務**の2016年の業務粗利益は、前年比16.7%減の20億9,900万ユーロだった。2016年上半期は、きわめて好調だった前年同期の反動で減少し、例年低迷しがちな下半期は健全な事業の増勢が見られた。2016年第4四半期の収益は、前年同期比12.9%増の5億900万ユーロだった。当業務はストラクチャード商品における知名度を活かし、増大する顧客需要に応えることができた。この良好な業績により、市場の拡大にもかかわらず、特にグループが主導的地位を維持している現物株式（SGユーロネクスト・グローバルの出来高で世界3位）で生じた数量減が一部相殺された。
- **債券・為替・コモディティ業務**の2016年の業務粗利益は25億5,600万ユーロと、前年比で16.2%増加した。フロー、ストラクチャード商品とも良好な環境にあり、当業務は、金利商品およびコモディティの活発な動きを背景に、主要事業基盤における事業プレゼンスの強化のため実施したリストラ策の効果を享受した。2016年第4四半期の収益は、過去数四半期の流れを受け、前年同期比6.8%増の5億5,100万ユーロとなった。この収益増をけん引したのは、第4四半期後半の市場のボラティリティ復活と投資意欲の高まりを背景に金利業務、コモディティおよびストラクチャード商品だった。
- **プライムサービス事業**の2016年の業務粗利益は、事業活動の拡大と市場シェアの獲得を背景に前年比4.5%増の6億2,100万ユーロとなった。2016年第4四半期の収益は、市場シェアの獲得が続いたが、前年同期比7.5%減の1億4,900万ユーロだった。
- **セキュリティーズサービス事業**の2016年の収益は、上半期の不振が響いて前年比で4.1%減少した。下半期の手数料収入の大幅増加は、不利な金利環境が続くなかでの事業の強靱さを示したものと見える。2016年第4四半期の収益は、前年同期比4.9%増の1億7,100万ユーロだった。セキュリティーズサービス事業の預かり資産は2016年12月末で3兆9,550億ユーロと、前年比で0.7%減少した。管理資産は前年比2.2%増の6,020億ユーロとなった。

ファイナンス&アドバイザリー事業

ファイナンス&アドバイザリー事業は 2016 年も良好な業績となり、収益は、高水準だった前年と比べ 1.8%減の 23 億 7,200 万ユーロだった。2016 年第 4 四半期の業務粗利益は 5 億 9,000 万ユーロで、前年同期比 6.3%減少した。キャピタル・マーケット業務は年初からのトレンドを踏襲し、買収、レバレッジド・ファイナンス両方の健全な事業の増勢を受けて良好な水準の収益を維持した。また、デットキャピタル・マーケットも、2016 年第 4 四半期の市場活況を追い風に活発な動きとなった。強気に傾くより不安定な環境のなか、天然資源ファイナンスも事業全体で多数の取引を計上し、増収を確保した。対照的に、ストラクチャードファイナンスは良好な水準の取引量にもかかわらず、前年同期の利益が高水準だった反動で減益となった。より市場の活況に乏しかった投資銀行業務も同じような結果となった。当事業は 2016 年第 4 四半期にプロジェクトファイナンス・インターナショナルから「グローバル・アドバイザー・オブ・ザ・イヤー」に選ばれ、改めてその専門性の高さが認められた。

アセット&ウェルスマネジメント事業

アセット&ウェルスマネジメント事業の業務粗利益は、事業活動が低迷する不透明な市場環境の中、2016 年通期は 10 億 100 万ユーロ（前年比 7.7%減）、2016 年第 4 四半期は 2 億 5,500 万ユーロ（前年同期比 5.9%減）に低下した。

プライベートバンキング事業において、2016 年は、第 4 四半期の資金流出の発端となったスイス事業の再構成と、クライノート・ベンソン社の買収に伴い主要地域市場に再び重点を置く当グループ戦略の継続を特徴とする転機の年となった。プライベートバンキング事業の 2016 年 12 月末の運用資産残高はフランスにおける好調な資金流入を背景に 2015 年 12 月末比 2.7%増の 1,160 億ユーロに膨らんだ。業務粗利益は、2016 年通期は前年比 7.1%減、2016 年第 4 四半期は「様子見」状態が続く市場環境の中、前年同期比 10.3%減の 2 億 800 万ユーロに終わった。業務粗利益率は健全な水準を維持した（2016 年第 4 四半期：106bp）。

リクソーの運用資産は、上向きの市場とストラクチャード商品分野・ETF 事業への力強い資金流入の下支えを受け、2015 年末比 2.4%増の 1,060 億ユーロとなった。リクソーは欧州で ETF ランキング 3 位を固め、市場シェアは 9.9%となった（2016 年末、出典：ETFGI 社）。2016 年通期の業務粗利益は上半期の不利な市場環境を背景に前年比 11.5%減の 1 億 6,100 万ユーロとなった。2016 年第 4 四半期の業務粗利益は前年同期比 29.4%増の 4,400 万ユーロであった。

営業費用

2016 年のグローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門の営業費用は、欧州銀行間取引金利（EURIBOR）に係る罰金の一部払戻金の恩恵と厳格なコスト管理が（単一破綻処理ファンドへの拠出を含む）急激に拡大する規制コストと経費削減計画実施による変革コストを相殺したため、前年比 0.8%減となった。2016 年末現在、経費削減計画の削減目標額は 75%の達成率となった。EURIBOR に係る罰金の一部払戻金、住宅ローン担保証券（RMBS）訴訟の和解金、削減計画関連コスト（1 億 4,000 万ユーロ）を除いた営業費用は 2015 年を下回った。2016 年第 4 四半期の営業費用は前年同期比 0.4%増となったが、RMBS 訴訟関連費用（4,700 万ユーロ）を除くと前年同期を下回った。2016 年の経費率は 74%であった。

営業利益

営業総利益は、2016 年通期は前年比 5.5%減の 24 億 2,200 万ユーロ、2016 年第 4 四半期は前年同期比 5.8%増の 4 億 7,400 万ユーロであった。

2016 年第 4 四半期は 1,400 万ユーロに相当する引当金の純戻し入れがあった。2016 年通期の引当金純繰入額は 2 億 6,800 万ユーロ（2015 年：4 億 400 万ユーロ）となった。

当部門の営業利益は、2016 年通期は 21 億 5,400 万ユーロ（前年比横ばい）、2016 年第 4 四半期は前年同期の 2.2 倍となる 4 億 8,800 万ユーロに上った。

当期純利益

当部門のグループの当期純利益に対する寄与は、2016 年通期は 18 億 300 万ユーロ、2016 年第 4 四半期は 4 億 3,200 万ユーロ（前年同期比 51.0%増）であった。2016 年通期の当部門の RONE は 11.9%に上った。

6. コーポレートセンター

(単位：百万ユーロ)	2016 年 第 4 四半期	2015 年 第 4 四半期	2016 年	2015 年
業務粗利益	(214)	(147)	14	167
業務粗利益 (1)	(164)	(108)	368	(615)
営業費用	(165)	(55)	(135)	(160)
営業総利益	(379)	(202)	(121)	7
営業総利益 (1)	(329)	(163)	233	(775)
引当金純繰入額	(149)	(393)	(340)	(591)
その他の資産による純利益または純損失	(256)	165	(282)	163
法人税	(64)	207	(156)	123
計上されたグループ当期純利益	(882)	(243)	(1,046)	(401)
グループ当期純利益 (1)	(849)	(217)	(814)	(914)

(1) 金融債務の再評価について調整

コーポレートセンターには以下の項目が含まれる。

- グループ本社不動産ポートフォリオ
- グループの株式ポートフォリオ
- グループの財務機能
- 部門横断的なプロジェクトに関連する特定の費用および事業に再請求されないグループの特定費用

2016 年第 4 四半期のコーポレートセンターの業務粗利益は、2 億 1,400 万ユーロのマイナス（前年同期：1 億 4,700 万ユーロのマイナス）となり、グループの金融債務の再評価額を除いたベースでは 1 億 6,400 万ユーロのマイナス（前年同期：1 億 800 万ユーロのマイナス）となった。2016 年第 4 四半期のコーポレートセンターの営業総利益は、前年同期の 2 億 200 万ユーロのマイナスに対して 3 億 7,900 万ユーロのマイナスであった。

グループの金融債務の再評価を修正再表示した 2016 年第 4 四半期の営業総利益は、3 億 2,900 万ユーロのマイナス（前年同期：1 億 6,300 万ユーロのマイナス）となった。2016 年通期の経済活動と関係のない項目を控除した後の営業総利益は、前年の 7 億 7,500 万ユーロのマイナスに対し 2 億 3,300 万ユーロであった。こうした差異は、主に 2016 年第 2 四半期のビザ社・ヨーロッパ株売却のキャピタルゲインの計上によるものと考えられる。ビザ社・ヨーロッパ株に係るキャピタルゲインを除いた経済活動と関係のない項目控除後の 2016 年通期の営業総利益は、4 億 9,200 万ユーロのマイナスとなった。

2016 年の引当金純繰入額には、前年の 6 億ユーロに対し 3 億 5,000 万ユーロに上る訴訟関連引当金の積み増し（2016 年第 4 四半期分は 1 億 5,000 万ユーロ）が含まれ、こうした引当金の積み増しは総額で 20 億ユーロに相当する。

コーポレートセンターのグループ当期純利益への寄与は、2016 年第 4 四半期は 8 億 8,200 万ユーロのマイナス（前年同期：2 億 4,300 万ユーロのマイナス）、2016 年通期は 10 億 4,600 万ユーロのマイナス（前年：4 億 100 万ユーロのマイナス）であった。

7. 結論

経済活動と関係ない項目を控除したグループ当期純利益は前年比 15.3%増の 41 億ユーロに達し、ソシエテ・ジェネラルは、グループのバランスの取れた顧客重視型ビジネスモデルがもつ堅固さと力強さを改めて実証することとなった。これは、国際リテールバンキング&金融サービス部門の大幅な伸びに反映され、フランス国内リテールバンキング部門の堅固さと、グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門の顧客重視モデルが持続可能な収益力をもたらし、またその収益の質もこれを下支えしている。

強固に改善したバランスシートを備えたソシエテ・ジェネラルは、チームスピリット、イノベーション、責任とコミットメントなどの企業理念を土台とした変革を徹底的に追求し、それは、顧客サービスで各事業が目指す進化、事業間相乗効果の継続的な開拓、厳格なコスト管理とリスク管理の向上を通じて、行われている。

グループはまた、株主に対するコミットメントの達成のため、価値の継続的創造に努めている。増配目標を掲げるグループは経済活動と関係のない項目を除いた利益の 50%を配当とする政策も引き続き維持している。

結果、2016 年末の経済活動と関係のない項目を除いた 1 株当たり利益は 4.55 ユーロ（前年：3.94 ユーロ）となった。1 株当たり有形純資産価値は 57.77 ユーロとなり、2015 年末比で 3.3%、2013 年末比では 18%超の増加を達成した。

こうした状況を背景に、グループは年度末にお客さまのニーズに応える簡素化した新たな組織の編成を中心とする中期戦略計画を提示する予定である。

本文書にはソシエテ・ジェネラル・グループの目標・戦略に関連した将来の見通しに関する声明が含まれています。

これらの声明は、一般事項と特別事項、特に欧州連合が採択している国際財務報告基準（IFRS）に準拠した会計原則・方法の適用、および既存のブルデンシャル規制の適用の両方を含む、一連の前提に基づいています。

また、本声明は、特定の競争・規制環境下における複数の経済前提に基づくシナリオに則して作成されました。当グループは以下を行うことができない場合があります。

－ 当グループの事業に影響をもたらす可能性のある全てのリスク、不透明要因またはその他要因を予測すること、およびそれらが与える可能性のある影響を評価すること。

－ リスクまたは複合リスクにより、実際の業績が本文書および関連資料に記載されている予測とどの程度異なるかを判断すること。

したがって、ソシエテ・ジェネラルはこれらの声明は合理的な仮定に基づいていると考えているものの、かかる声明は、当社つまり経営陣が認知していない事象または現状で懸念材料とみなされていない事象を含む、数々のリスクと不透明要因にさらされており、予想していた事態が発生する、または設定していた目標が実際に達成されるという確証はありません。実績を、将来の見通しに関する声明で予想されている業績とは大きく異なるものにしうる重要な要因には、とりわけ、一般的経済活動、より具体的にはソシエテ・ジェネラルの市場における全体的な傾向、規制や健全性に関する変化、ならびに、当社の戦略的な、経営および財政に関する取り組みの成功が含まれます。

当社の業績に影響をもたらす可能性のあるリスクについてのより詳細な情報は、フランス金融監督庁に提出された発行登録書をご覧ください。

投資家の皆様におかれましては、本声明に含まれる情報をご参考になる際には、当グループの業績に影響をもたらす可能性のある不透明要因やリスク要因を考慮されるようお勧めします。適用される法律で義務付けられている場合を除き、ソシエテ・ジェネラルは、将来の見通しに関する情報または声明の内容を更新または改正するいかなる義務も負いません。特に明記しない限り、事業ランキングおよび市場ポジションは内部資料によるものです。

8. グループの主要指標

連結損益計算書

	2016 年	2015 年	増減		2016 年 第 4 四半期	2015 年 第 4 四半期	増減	
(単位：百万ユーロ)								
業務粗利益	25,298	25,639	-1.3%	-0.5%*	6,129	6,053	+1.3%	+2.0%*
営業費用	(16,817)	(16,893)	-0.4%	+0.3%*	(4,398)	(4,349)	+1.1%	+0.5%*
営業総利益	8,481	8,746	-3.0%	-2.0%*	1,731	1,704	+1.6%	+5.9%*
引当金純繰入額	(2,091)	(3,065)	-31.8%	-30.6%*	(486)	(1,157)	-58.0%	-58.0%*
営業利益	6,390	5,681	+12.5%	+13.1%*	1,245	547	x 2.3	x 2.6
その他の資産による純利益 または純損失	(212)	197	n/s	n/s	(262)	239	n/s	n/s
持分法適用会社純利益	129	231	-44.2%	-20.4%*	28	65	-56.9%	-56.3%*
のれんの減損			n/s	n/s			n/s	n/s
法人税	(1,969)	(1,714)	+14.9%	+15.7%*	(508)	(118)	x 4.3	x 5.3
当期純利益	4,338	4,395	-1.3%	+0.8%*	503	733	-31.4%	-26.2%*
うち少数株主持分	464	394	+17.8%	+18.0%*	113	77	+46.8%	+46.8%*
グループ当期純利益	3,874	4,001	-3.2%	-1.0%*	390	656	-40.5%	-35.3%*
期末 Tier1 比率	14.5%	13.5%			14.5%	13.5%		

* グループ編成変更および為替相場の変動による影響を除いたベース

主力事業部門別税引後純利益

(単位：百万ユーロ)	2016 年	2015 年	増減	2016 年 第 4 四半期	2015 年 第 4 四半期	増減
フランス国内リテールバンキング	1,486	1,441	+3.1%	402	321	+25.2%
国際リテールバンキング& 金融サービス	1,631	1,111	+46.8%	438	292	+50.0%
グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	1,803	1,850	-2.5%	432	286	+51.0%
主力事業部門	4,920	4,402	+11.8%	1,272	899	+41.5%
コーポレートセンター	(1,046)	(401)	+160.8%	(882)	(243)	n/s
グループ	3,874	4,001	-3.2%	390	656	-40.5%

連結貸借対照表

資産の部 (単位：十億ユーロ)	2016 年 12 月 31 日	2015 年 12 月 31 日
現金および中央銀行預金	96.2	78.6
損益勘定を通じて公正価格で測定された金融資産	514.7	519.3
ヘッジ目的デリバティブ	18.1	16.5
売却可能金融資産	139.4	134.2
銀行預金	59.5	71.7
顧客貸出金 ⁽¹⁾	426.5	405.3
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	1.1	2.7
満期保有目的金融資産	3.9	4.0
税金資産	6.4	7.4
その他資産	84.8	69.4
売却目的保有非流動資産	4.3	0.2
持分法適用子会社および関連会社への投資	1.1	1.4
有形および無形固定資産	21.8	19.4
のれん	4.5	4.4
資産の部合計	1,382.2	1,334.4

負債の部 (単位：十億ユーロ)	2016 年 12 月 31 日	2015 年 12 月 31 日
中央銀行預金	5.2	7.0
損益勘定を通じて公正価格で測定された金融負債	455.6	455.0
ヘッジ目的デリバティブ	9.6	9.5
銀行預金	82.6	95.5
顧客預金	421.0	379.6
証券形態の債務	102.2	106.4
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	8.5	8.1
税金負債	1.4	1.6
その他負債	94.2	83.1
売却目的保有非流動負債	3.6	0.5
保険会社の責任準備金	112.8	107.3
引当金	5.7	5.2
劣後債務	14.1	13.0
株主資本	62.0	59.0
非支配持分	3.8	3.6
負債の部	1,382.2	1,334.4

(1) 顧客貸出にはリースファイナンスも含まれている。

9. 財務情報の基準となる事項

1 - 2016 年 12 月 31 日に終了した当グループの連結決算は 2017 年 2 月 8 日に取締役会において承認された。

2016 年 12 月 31 日に終了した 2016 年第 4 四半期および 2016 年通期に関する財務情報は、この日付において適用され、欧州連合が採択している、国際財務報告基準（IFRS）に準拠した方法により作成されている。連結財務諸表は現在、法廷監査人による監査を受けている。

2015 年度決算の数値は、標準的資本配分の算出規定の変更（2016 年 1 月 1 日以降は、リスク加重資産の 11%（従来：10%）を基準に算出）に伴い、修正再表示されている。

2 - 業務粗利益

中核事業部門の業務粗利益は、ソシエテ・ジェネラルの 2016 年度「Registration Document（フランスにおける年次報告書）」の 39 ページに定義されている。「収益」または「業務粗利益」は同義語として使用されている。これらは、各事業に対する標準的資本配分を考慮した上での、各中核事業部門の業務粗利益の正規化された数値を提供している。

3 - 営業費用

営業費用とは、2015年12月31日に終了した当グループの連結決算の注記8.1（ソシエテ・ジェネラルの2016年度「Registration Document（フランスにおける年次報告書）」の361ページ以下参照）に記載されている「営業費用」を指す。また、営業費用について言及する際、「費用」という用語も使われている。

経費率は、ソシエテ・ジェネラルの 2016 年度「Registration Document（フランスにおける年次報告書）」の 488 ページに定義されている。

4 - IFRIC 第 21 号基準の調整

IFRIC 第 21 号基準の調整により、偶発的事象が生じた際に全額が認識されている賦課金を、当期に係る一部（すなわち全額の 4 分の 1）のみを認識するよう修正再表示している。分析対象期間に発生した事象に起因して生じた実際の費用のより経済的な概念を提供するために、事業年度を通して費用が認識されるようになっている。

5 - 当期の修正再表示およびその他重要な事項

経済活動と関係のない項目とは、金融債務の再評価およびデリバティブ商品の負債評価調整（DVA）のことを指す。これらの 2 つの要因が当グループの業績分析において修正再表示された経済活動と関係のない項目を構成している。その結果、当グループに関連するカウンターパーティ・リスクに対する市場評価を反映した内部収益が認識されている。また、プルデンシャル比率を算出する際の当グループの収益も修正再表示されている。

さらに、当グループはフランス国内リテールバンキング部門の収益および業績を、**PEL/CEL 引当金の積み増しまたは戻し入れ**により修正再表示している。この調整を行い、規制上の積立金特有のコミットメントに係る変動要因を控除することにより、当事業部門の事業に関連した収益および業績を容易に特定することができる。

これらの項目およびその他の 1 度限りまたは経常的に修正再表示されている項目の詳細は以下の通り。以下の表においては、アスタリスクが 1 つ(*)記されている項目は、経済活動と関係のない項目で、アスタリスクが 2 つ(**)記されている項目は情報提供のみを目的としている項目である。

(単位：百万ユーロ)

2016 年第 4 四半期	業務粗利益	営業費用	その他	引当金 純繰入額	グループ 当期純利益	
金融債務の再評価*	(50)				(33)	コーポレートセンター
DVA の影響*	2				1	グループ
CVA の影響**	45				31	グループ
繰延税金資産の見直し			(286)		(286)	コーポレートセンター
Splitska Banka 社売却			(235)		(235)	コーポレートセンター
訴訟関連引当金				(150)	(150)	コーポレートセンター
PEL/CEL 引当金	87				57	フランス国内 リテールバンキング
RMBS 訴訟和解金		(47)			(47)	グローバルバンキング& インベスターソリューションズ

(単位：百万ユーロ)

2015 年第 4 四半期	業務粗利益	営業費用	その他	引当金 純繰入額	グループ 当期純利益	
金融債務の再評価*	(39)				(26)	コーポレートセンター
DVA の影響*	(6)				(4)	グループ
CVA の影響**	19				13	グループ
PEL/CEL 引当金	22				14	フランス国内 リテールバンキング
訴訟関連引当金				(400)	(400)	コーポレートセンター
アムンディ売却に伴う キャピタルゲイン			165		147	コーポレートセンター

(単位：百万ユーロ)

2016 年	業務粗利益	営業費用	その他	引当金 純繰入額	グループ 当期純利益	
金融債務の再評価*	(354)				(232)	コーポレートセンター
DVA の影響*	(1)				(1)	グループ
CVA の影響**	54				37	グループ
EURIBOR 不正操作 罰金の払戻金		218			218	グローバルバンキング & インベスターソリューションズ
ビザ社・ヨーロッパ株の 売却に伴うキャピタルゲ イン	725				662	コーポレートセンター
繰延税金資産の見直し			(286)		(286)	コーポレートセンター
Splitska Banka 社売却			(235)		(235)	コーポレートセンター
訴訟関連引当金				(350)	(350)	コーポレートセンター
PEL/CEL 引当金	60				39	フランス国内 リテールバンキング
RMBS 訴訟和解金		(47)			(47)	グローバルバンキング & インベスターソリューションズ

(単位：百万ユーロ)

2015 年	業務粗利益	営業費用	その他	引当金 純繰入額	グループ 当期純利益	
金融債務の再評価*	782				513	コーポレートセンター
DVA の影響*	(111)				(73)	グループ
CVA の影響**	22				15	グループ
PEL/CEL 引当金	(61)				(38)	フランス国内 リテールバンキング
訴訟関連引当金				(600)	(600)	コーポレートセンター
アムンディ売却に伴うキ ャピタルゲイン			165		147	コーポレートセンター

* 経済活動と関係のない項目

** 情報提供のみを目的としている。この数値はグループ・レベルでの調整、特に基礎となる株主資本利益率 (ROE) の算出の際には考慮に入れられていない

6 - リスク引当比率 (bp)、貸倒懸念債権引当比率

リスク引当比率または事業リスク引当比率は、ソシエテ・ジェネラルの 2016 年度「Registration Document (フランスにおける年次報告書)」の 39 ページおよび 488 ページに定義されている。この指標により、各事業部門のリスク水準をバランスシート上のローン・コミットメント（オペレーショナルリースを含む）に対する割合で評価することが可能となる。

		2016 年 第 4 四半期	2015 年 第 4 四半期	2016 年	2015 年
フランス国内 リテールバンキング	引当金純繰入額 (百万ユーロ)	184	199	679	773
	簿価総額 (百万ユーロ)	187,465	184,970	188,049	181,467
	リスク引当比率 (bp)	39	43	36	43
国際リテールバンキング & 金融サービス	引当金純繰入額 (百万ユーロ)	161	302	763	1,185
	簿価総額 (百万ユーロ)	122,550	115,971	118,880	115,982
	リスク引当比率 (bp)	53	104	64	102
グローバルバンキング & インベスター ソリューションズ	引当金純繰入額 (百万ユーロ)	12	231	292	365
	簿価総額 (百万ユーロ)	154,064	141,712	148,223	136,344
	リスク引当比率 (bp)	3	65	20	27
グループ	引当金純繰入額 (百万ユーロ)	356	726	1,723	2,316
	簿価総額 (百万ユーロ)	470,124	453,830	465,773	443,613
	リスク引当比率 (bp)	30	64	37	52

総貸倒懸念債権引当比率は、付与されている保証を考慮することなく、規制上の債務不履行の定義の対象となる総残高に対する信用リスクに関して認識されている引当金の比率により算出されている。この引当比率は、債務不履行（不良債権）残高と関連している最大残余リスクを測定している（「貸倒懸念」）。

7 - ROE（株主資本利益率）、RONE（標準的株主資本利益率）

ROE の概念およびその算出方法は、ソシエテ・ジェネラルの 2016 年度「Registration Document（フランスにおける年次報告書）」の 40 ページに記載されている。この数値により、ソシエテ・ジェネラルの株主資本利益率を評価することができる。

RONE は、ソシエテ・ジェネラルの「Registration Document（フランスにおける年次報告書）」の 39 ページに記載されている原理に従い、当グループの事業部門に配分されている平均標準的資本利益率を測定している。2015 年度決算に関する数値は、2016 年 1 月 1 日より実施されている配分原理（事業部門のリスク加重資産の 11% を基準に算出）を考慮して、修正再表示されている。

グループ ROE（株主資本利益率）の算出

当期の ROE を算出する際に行った株式の簿価の修正は以下の通り。

（単位：百万ユーロ） 期末	2016 年	2015 年	2014 年
グループ株式の株主資本	61,953	59,037	55,229
超劣後債	(10,663)	(9,552)	(9,364)
永久劣後債	(297)	(366)	(335)
超劣後債&永久劣後債に係る税引後支払利息、 超劣後債&永久劣後債に係る支払利息、 発行プレミアムの償却額	(171)	(146)	(179)
転換準備金を除く、株主資本として計上されている 未実現損益	(1,273)	(1,582)	(1,284)
配当金引当金	(1,759)	(1,593)	(942)
ROE 資本	47,790	45,798	43,125
平均 ROE 資本	46,531	44,889	42,641

対称的に、比率分子として使用されている**グループ当期純利益**は、「超劣後債&永久劣後債に係る税引後支払利息、超劣後債&永久劣後債に係る支払利息、発行プレミアムの償却額」および「転換準備金を除く、株主資本として計上されている未実現損益」の調整修正後のグループ当期純利益として計上されている。（修正再表示後のグループ当期純利益に関しては、財務情報の基準となる事項の第 9 項を参照のこと）。

RONE（標準的株主資本利益率）の算出：中核事業部門に配分された平均資本（百万ユーロ）

	2016 年 第 4 四半期	2015 年 第 4 四半期	2016 年	2015 年
フランス国内リテールバンキング	10,854	10,619	10,620	10,690
国際リテールバンキング&金融サービス	10,992	10,234	10,717	10,357
グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	14,697	15,924	15,181	16,085

8 - 純資産および有形純資産は当グループの 2016 年度「Registration Document（フランスにおける年次報告書）」の 40 ページ、財務情報の基準となる事項（「純資産」）に定義されている。これらの算出に使用する項目は以下の通り。

(単位：百万ユーロ)			
期末	2016 年	2015 年	2014 年
グループ株式の株主資本	61,953	59,037	55,229
超劣後債	(10,663)	(9,552)	(9,364)
永久劣後債	(297)	(366)	(335)
超劣後債&永久劣後債に係る税引後支払利息、 超劣後債&永久劣後債に係る支払利息、 発行プレミアムの償却額	(171)	(146)	(179)
トレーディング目的で保有する自己株式の簿価	75	125	220
純資産価値	50,897	49,098	45,571
のれん	4,709	4,533	5,131
1 株当たり有形純資産価値	46,188	44,565	40,440
1 株当たり純資産価値の算出に使用する株式数** (千株)	799,462	796,726	785,166
1 株当たり純資産価値** (ユーロ)	63.7	61.6	58.0
有形純資産価値 (ユーロ)	57.8	55.9	51.5

** 使用した株式数は 2016 年 12 月 31 日時点の発行済普通株式から自己株式および金庫株を控除したもの。ただし、トレーディング目的で当グループが保有する自己株式は含まれている。

9 - 1 株当たり利益（EPS）の算出

ソシエテ・ジェネラルが発表する 1 株当たり利益は、国際会計基準（IAS）第 33 号に定義されている規定に従って算出されている（ソシエテ・ジェネラルの 2016 年度「Registration Document（フランスにおける年次報告書）」の 40 ページを参照）。1 株当たり利益を算出する際に行ったグループ当期純利益の修正は、ROE を算出する際に行った修正再表示に対応するためである。ソシエテ・ジェネラルの 2016 年度「Registration Document（フランスにおける年次報告書）」の 40 ページに記載されている通り、当グループは財務情報の基準となる事項の第 5 項に記載されている経済活動と関係のない項目の影響の控除後の 1 株当たり利益も発表している。

算出の際に使用した株式数は以下の通り。

平均株式数（千株）	2016 年	2015 年	2014 年
発行済株式数	807, 293	805, 950	801, 831
控除			
ストックオプションをカバーするための株式および従業員に報奨される無償株式	4, 294	3, 896	4, 404
その他自己株式および金庫株	4, 232	9, 551	16, 144
1 株当たり利益を算出する際の株式数	798, 768	792, 503	781, 283
グループ当期純利益	3, 874	4, 001	2, 679
超劣後債および永久劣後債に係る税引後支払利息	(472)	(442)	(420)
部分的買い戻しに伴う税引後キャピタルゲイン	0	0	6
調整後グループ当期純利益	3, 402	3, 559	2, 265
1 株当たり利益(ユーロ)	4. 26	4. 49	2. 90
1 株当たり利益*（ユーロ）		3. 94	3. 00

* 金融債務の再評価および負債評価調整（DVA）の調整後

10 - ソシエテ・ジェネラル・グループの**普通株式等 Tier1 資本**は、適用のある自己資本規制/第 4 次自己資本指令（CRR/CRD4）の規則に従い算出されている。完全実施の**自己資本比率**は、特に明記しない限り当会計年度における収益および配当純額に対する試算ベースの値である。段階的な比率として記載されている場合には、特に明記しない限り、当会計年度における収益を含まない。リバレッジ比率は、2014 年 10 月の委任法令の規程を含む、適用のある自己資本規制/第 4 次自己資本指令（CRR/CRD4）の規則に従い計算されている。

注 表および分析に含まれる数値の合計は、四捨五入の誤差により、公表されている数値とわずかに異なる場合があります。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

(1) 会社の目的

当行の定款第3条に当行の目的が記載されている。ソシエテ・ジェネラルは、金融機関に適用される法令の規定に定められる条件に基づき、フランス国内外において、個人および法人と以下の業務を行うことを会社の目的とする。

－あらゆる銀行取引

－銀行業務に関連するあらゆる取引（フランス通貨金融法典第L. 321-1条および第L. 321-2条に基づく投資サービスおよび提携サービスを含む。）

－他の会社のあらゆる持分の取得

ソシエテ・ジェネラルは、フランス銀行・金融規制委員会 (*Comité de la réglementation bancaire et financière*) に定められた条件に定義されている通り、上記以外のあらゆる取引（特に保険代理業務）を日常的に行うことができる。

一般に、ソシエテ・ジェネラルは、自己のため、第三者の代理として、または共同して、直接または間接に上記の業務に関連して、または遂行を容易にする目的で、あらゆる金融・商業・工業・農業・証券・不動産の取引業務を行うことができる。

(2) 事業の内容

ソシエテ・ジェネラルは、欧州において有数の金融サービスを行うグループの1つである。多様化したユニバーサル バンキング モデルに基づき、当グループは、財源を経済および顧客の計画に融資し、財政力を持続的な成長戦略と結びつけた。

欧州における堅調なポジションおよびポテンシャルの高い地域におけるプレゼンスを有し、当グループの66ヶ国の145,700人の従業員^(*)は、幅広いアドバイザー サービスおよびニーズに合わせた財務ソリューションを提供することにより、31百万人の個人顧客、大企業および機関投資家⁽¹⁾を支援している。当グループは、3つの補完関係にある主要事業に依拠している。

- ソシエテ・ジェネラル、クレディ ドゥ ノールおよびブルソラマのブランドを含む、フランス国内リテール バンキング部門。各ブランドは、あらゆる種類の金融サービスを、マルチチャネル商品と共にデジタル イノベーションの最前線で提供する。
- 新興地域におけるネットワークおよび各市場を先導する専門事業を有する国際リテール バンキング部門、保険事業および法人向け金融サービス部門。
- 広く認められている専門知識、重要な国際拠点および総合的なソリューションを提供するコーポレート&インベストメント バンキング部門、プライベート バンキング部門、アセット マネジメント部門および証券サービス部門。

(*) 臨時雇用者を除く、2015年末の従業員数である。

(1) 保険契約者を除く。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年
年度末財政状態					
株式資本 (単位：百万ユーロ) ⁽¹⁾	1,008	1,007	998	975	970
発行済株式数 ⁽²⁾	806,239,713	805,207,646	798,716,162	780,273,227	776,079,991
業績 (単位：百万ユーロ)					
銀行業務およびその他の総 収入 ⁽³⁾	28,365	25,119	25,887	27,982	31,197
税、減価償却費、償却費、引 当金、従業員賞与および 一般積立金控除前利益	5,809	2,823	3,901	1,210	4,980
従業員賞与	15	12	10	9	31
法人所得税	(214)	99	(221)	(257)	(205)
純利益	1,065	996	2,714	1,283	1,019
支払配当金合計	1,612	966	799	351	0
1株当たり利益 (単位：ユーロ)					
税引後、減価償却費、 償却費および引当金 控除前利益	7.45	3.37	5.15	1.87	6.64
純利益	1.32	1.24	3.40	1.64	1.31
1株当たり支払配当金	2	1.20	1.00	0.45	－
人件費					
平均従業員数	46,390	45,450	45,606	46,114	47,540
給与総額 (単位：百万ユーロ)	3,653	3,472	3,459	3,862	3,298
従業員福利厚生費 (社会保険その他) (単位：百万ユーロ)	1,452	1,423	1,407	1,404	1,349

(1) ソシエテ・ジェネラルは、2015年に3.44百万ユーロの資本剰余金を伴う合計1.29百万ユーロの以下の増資を行った。

- － 1.12百万ユーロの増資は準備金の取崩しにより従業員に付与されたソシエテ・ジェネラルの無償株式および条件付株式によるものである。
- － 0.17百万ユーロの増資は、取締役会により付与されたストック オプションの行使によるものであり、3.44百万ユーロの資本剰余金を伴った。

(2) 2015年12月31日現在のソシエテ・ジェネラルの普通株式は、額面1株当たり1.25ユーロの株式806,239,713株から構成されている。

(3) 収入は、受取利息、受取配当金、受取手数料、金融取引純益およびその他の営業利益から構成されている。

(2) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

業績 (単位：百万ユーロ)	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年
銀行業務純益	25,639	23,561	22,831	23,110	25,636
うちフランス国内リテールバンキング部門	8,550	8,275	8,235	8,161	8,165
うち国際リテールバンキング&金融サービス部門	7,329	7,456	8,012	8,432	8,460
うちグローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門	9,442	8,726	8,710	8,349	8,149
うちコーポレートセンター	318	(896)	(2,126)	(1,832)	862
売上総利益	8,746	7,545	6,432	6,672	8,600
経費率(当行の金融負債の再評価およびDVAを除く。)	67.7%	67.7%	67.4%	67.5%	69.7%
営業利益	5,681	4,578	2,380	2,737	4,270
グループ当期純利益	4,001	2,692	2,175	774	2,385
株主資本 (単位：十億ユーロ)					
グループ株主資本	59.0	55.2	51.0	49.8	47.1
総連結資本	62.7	58.8	54.1	54.1	51.1
税引後ROE	7.9%	5.3%	4.4%	1.1%	6.0%
自己資本比率⁽¹⁾	16.3%	14.3%	13.4%	12.7%	11.9%
貸出および預金 (単位：十億ユーロ)					
顧客貸出金	386	330	314	327	352
顧客預金	360	328	320	305	289

(1) 2015年および2014年はCRR/CRD4規制、2013年はバーゼル3、2011年および2012年はバーゼル2.5に基づくプロフォーマ。

(注) それぞれの事業年度において公表された値である。定義および潜在的な調整については、2015年12月31日に終了した事業年度に係る有価証券報告書の「第3 事業の状況、1 業績等の概要」に示されている。

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- ・外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ・金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・外貨建て債券は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- ・通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更があります。

- ・外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされてい

るものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取り次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券(一部を除く。)の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券(一部を除く。)の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要

商 号 等 エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 35 号
本店所在地 〒163-6027 東京都新宿区西新宿 6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27 階
加 入 協 会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金 30 億円
主 な 事 業 金融商品取引業
設 立 年 月 2006 年 9 月
連 絡 先 03-4560-0233(コンプライアンス統括部)又はお取引のある支店にご連絡ください。

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>)でご確認いただけます。

以上

(平成 28 年 7 月 22 日)